
南丹市次世代育成支援行動計画

子どもがのびのび暮らせるまち 南たん

平成 19 年 3 月

南 丹 市

はじめに

近年の急速な少子化の流れが、高齢者の増加とあいまって人口構造のひずみが生まれ、子どもたちの自主性や社会性を育みにくくするなど、地域社会においても深刻な影響が心配をされております。

そんななか、平成18年1月1日に園部町・八木町・日吉町及び美山町の4町が合併し南丹市となり1年3ヶ月が経過いたしました。南丹市においても少子化の流れは深刻な課題として取り組みの強化が求められてきております。



合併協議の中で策定された「新市建設計画」においても新市の施策の基本目標に「健康で生き生きと暮らせるまち」を設定し、主要施策において「子育て支援の充実」を掲げ、新市の次代を担う子どもたちが健やかに育つために、また、若者定住に向けて、子育てのしやすい環境の整備を推進することをうたっております。

本計画につきましては、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立し、そのことを受けて旧4町において策定されておりました「次世代育成支援行動計画」を南丹市としての新たな計画として見直しを行うため、「南丹市福祉計画等策定委員会」を設置し、次世代育成支援行動計画、地域福祉計画並びに障害福祉計画の3計画を策定することとして、学識経験者や地域関係団体、関係機関の代表を含め35人により設置し、委員会の中に「次世代育成支援行動計画策定小委員会」を設置して熱心な審議を行っていただきました。又、小学生以下の児童をもつ保護者へのアンケートを実施し、子育てに対する不安やご要望を含め貴重なご意見をいただきました。

今後、本計画に掲げております目標の実現に向けて、安心して子どもを生み育てられるまちづくりの実現を目指し、市民の皆様と共に全力をあげて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画を策定するにあたり、終始熱心なご協議と貴重なご意見をいただきました南丹市福祉計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に対し心より御礼申し上げます。

平成19年3月

南丹市長 佐々木稔納

【目 次】

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 南丹市を取り巻く現状	3
1. 総人口の推移	3
2. 年齢3区分別人口構成比の推移	3
3. 児童人口の推計	4
4. 世帯の状況	4
5. 自然動態（出生と死亡による人口の動き）	5
6. 社会動態（転入と転出による人口の動き）	6
7. 出生率の推移	7
8. 死亡率の推移	7
9. 婚姻率の推移	8
10. 離婚率の推移	8
11. アンケート調査の結果	9
第3章 計画の基本理念と施策の体系	31
1. 計画の基本理念	31
2. 計画の基本視点	32
3. 基本目標	33
4. 施策の体系	34
第4章 施策の展開	35
1. 地域全体で子どもを育むまちづくり	35
2. 子育て・子育てを支える仕組みづくり	41
3. ゆとりある家庭生活のための対応	48
4. 親子の健康づくりの推進	53
5. 豊かな心身を育む教育の充実	59
6. 安心して暮らせるまちづくりの推進	64
第5章 目標事業量の設定	70
1. 定期的な保育などに関する事業の目標	70
2. 一時的な保育などに関する事業の目標	70
3. 地域における子育て支援事業の目標	71
4. 事業の内容説明	72

第6章 計画の推進に向けて	73
1. 庁内における推進体制	73
2. 地域における推進体制	73
3. 市民における推進体制	73
資料編	74
1. ヒアリング調査の概要	74
2. 計画策定の経過	75
3. 南丹市福祉計画等策定委員会設置要綱	76
4. 南丹市福祉計画等策定委員会小委員会設置規程	78
5. 平成 18 年度南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会小委員会委員名簿	79
6. 南丹市福祉計画等策定委員会庁内作業チーム設置規程	80
7. 南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会庁内作業チーム委員	81

第 1 章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

現在、わが国では急速な少子化が進んでいます。晩婚化や未婚率の上昇が主な原因と考えられていましたが、さらに多様な要因による「夫婦の出生力の低下」という新たな現象も顕在化してきました。

こうした状況を背景に、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は、国の指針に基づいて、次世代育成支援に関する行動計画を策定し、平成 17 年度からの 10 年間の集中的・計画的な取り組みを推進することとなりました。

南丹市においては、旧園部町、旧八木町、旧日吉町、旧美山町でそれぞれ計画を策定し、施策の推進に努めてきましたが、子育てに不安を抱く親への支援や児童虐待の問題など、子どもや子育てをめぐる社会的な課題はますます大きくなっており、こうした課題への対応がより一層求められています。

また、核家族化や女性の社会進出などが進み、結婚や出産、子育てに対する考え方や環境が大きく変わってきていることから、すべての人が子どもや子育てについての価値観を認め合い、安心して子どもを生み育てられる環境をつくっていくことが重要となっています。

南丹市では、すべての子どもの育ちを地域全体で支えていくといった認識のもと、家庭と地域、行政が一体となり、すべての人が子どもと子育てにかかわりをもてるまちの実現に向けて、「南丹市次世代育成支援行動計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子育て家庭を対象として、南丹市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、さまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、南丹市の上位計画や関連計画と整合性をもったものとして定めています。

3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、市町村が定める行動計画の期間は、平成17年度からの5年間を第1期とし（前期計画）、前期計画に関する必要な見直しを平成21年度に行ったうえで、平成22年度からの5年間の後期計画を定めることとしています。

しかし、本計画は平成16年度に旧園部町、旧八木町、旧日吉町、旧美山町でそれぞれ策定された計画を、平成18年1月の合併を機に一本化したものであるため、前期計画は平成19年度からとします。

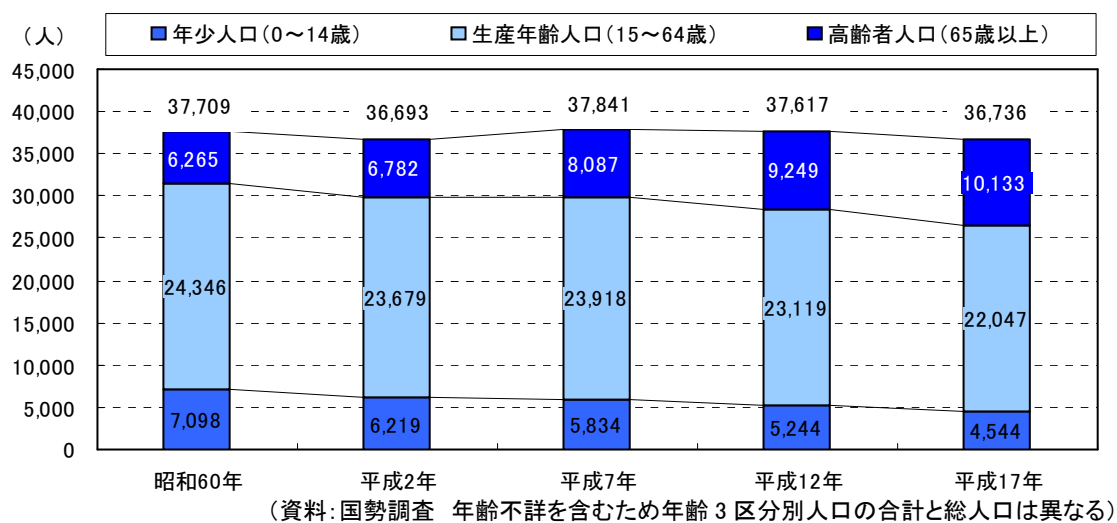
また、計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
南丹市次世代育成支援行動計画（前期計画期間）									
				見直し	後期計画期間				

第2章 南丹市を取り巻く現状

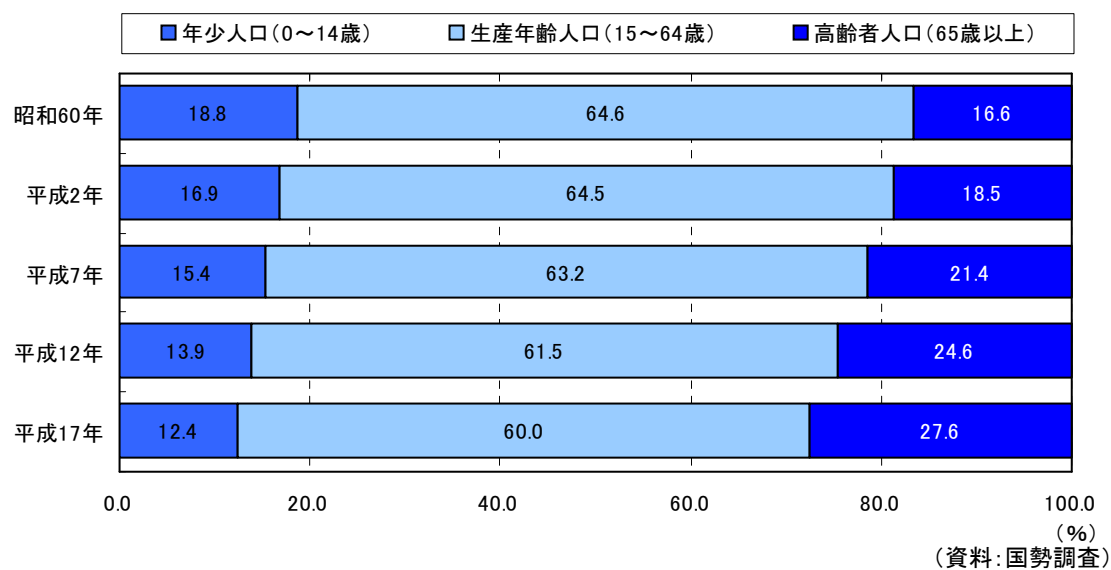
1. 総人口の推移

南丹市の総人口をみると、平成17年には36,736人であり、増減しながら、緩やかに減少しています。



2. 年齢3区分別人口構成比の推移

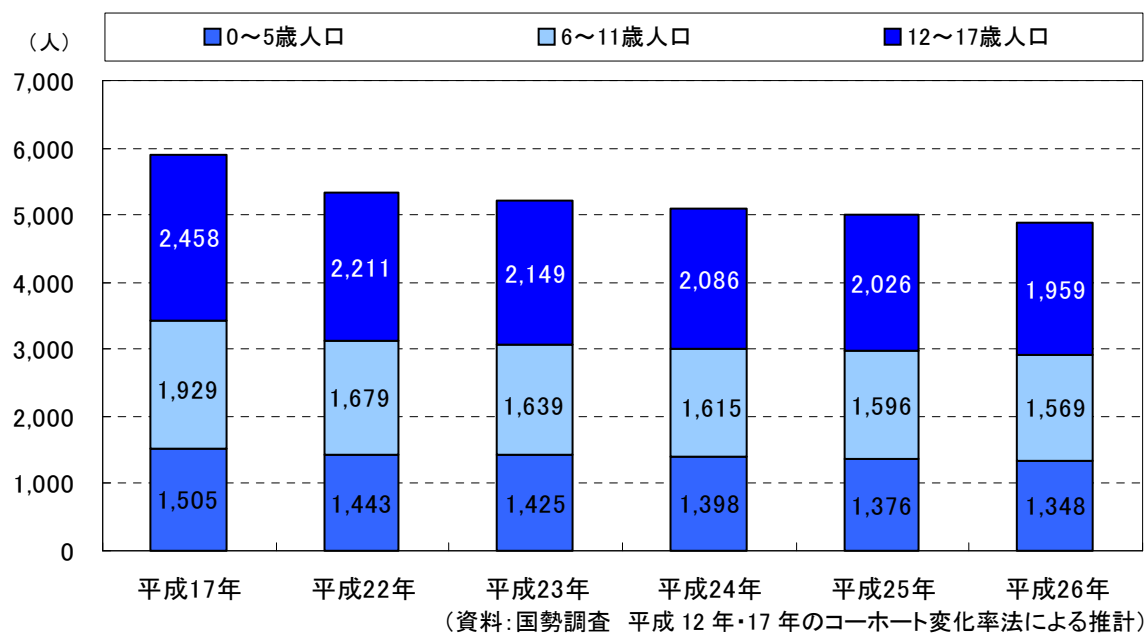
年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口割合が減少しているのに対し、高齢者人口割合は増加しています。



※ 端数処理のため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。

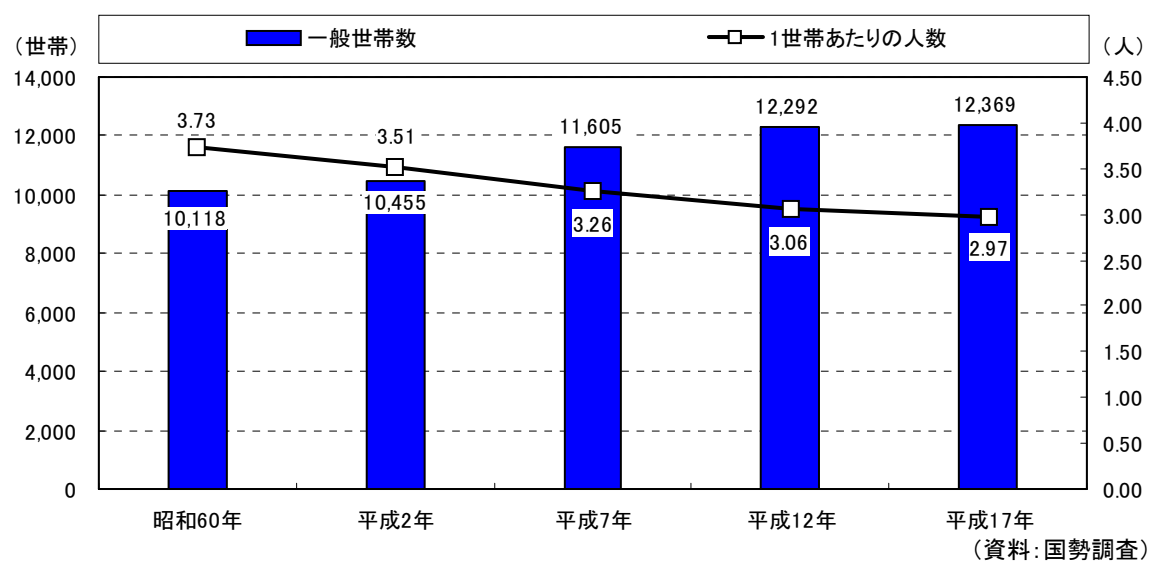
3. 児童人口の推計

児童人口の推計をみると、全体的に減少傾向が予測されます。平成 17 年と平成 26 年を比べると、12～17 歳人口で 499 人の減少が予測されます。



4. 世帯の状況

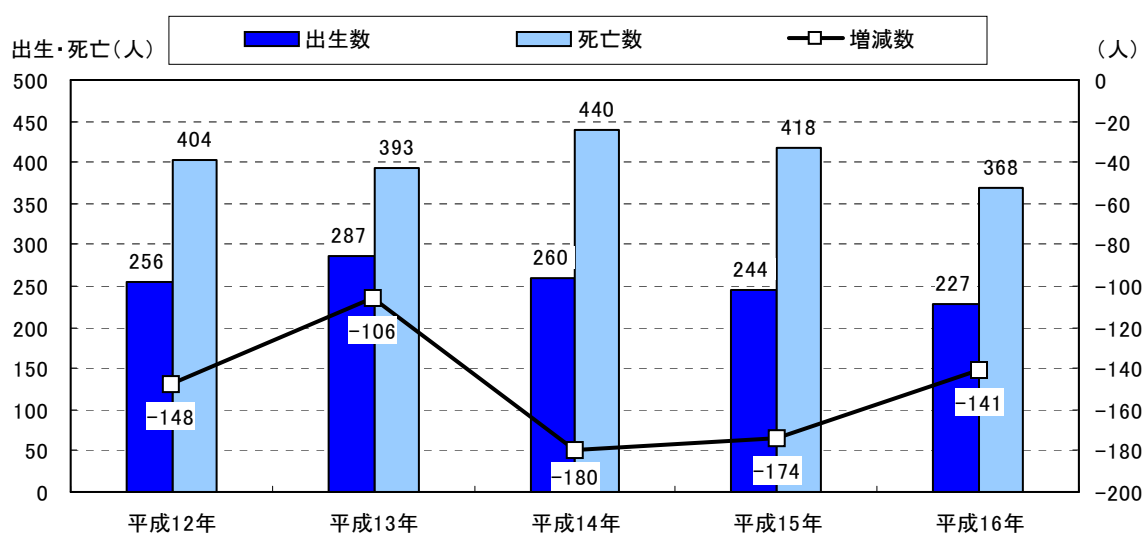
一般世帯数の推移をみると、増加傾向にあります。一方、1 世帯あたりの人数は減少しており、昭和 60 年の 3.73 人に対して、平成 17 年には 2.97 人となっています。



5. 自然動態（出生と死亡による人口の動き）

出生数と死亡数の差による自然動態をみると、出生数に対して死亡数が多く、各年ともにマイナスとなっています。

地区別の出生数をみると、園部地区、八木地区では増減しながら横ばいで推移しているのに対し、日吉地区、美山地区では全体的に減少傾向にあります。



（資料：京都府保健福祉統計年報）

■ 地区別にみる自然動態

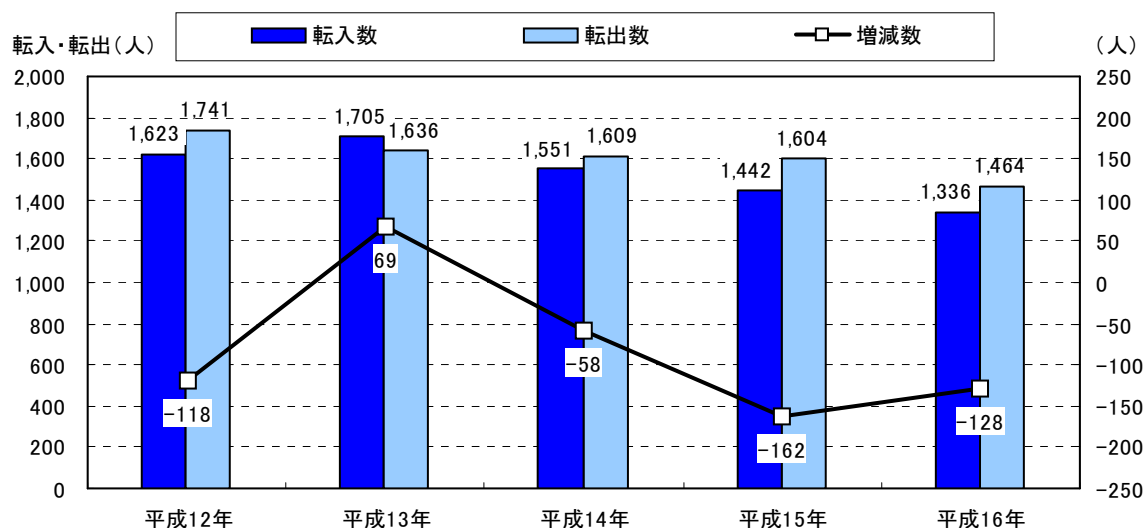
	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
出生数	256	287	260	244	227
園部地区	123	163	141	144	129
八木地区	53	56	45	44	53
日吉地区	47	39	39	28	30
美山地区	33	29	35	28	15
死亡数	404	393	440	418	368
園部地区	171	148	185	192	161
八木地区	94	109	119	94	93
日吉地区	72	69	77	74	60
美山地区	67	67	59	58	54
増減数	△148	△106	△180	△174	△141
園部地区	△48	15	△44	△48	△32
八木地区	△41	△53	△74	△50	△40
日吉地区	△25	△30	△38	△46	△30
美山地区	△34	△38	△24	△30	△39

（資料：京都府保健福祉統計年報）

6. 社会動態（転入と転出による人口の動き）

転入数と転出数の差による社会動態をみると、平成 13 年を除き、マイナスとなっています。

地区別に社会動態をみると、園部地区では、平成 16 年を除き転入数が転出数を上回っています。その他の地区では、平成 14 年の日吉地区を除き、マイナスとなっています。



(資料: 京都府統計 各年ともに前年の 10 月からその年の 9 月までの数値)

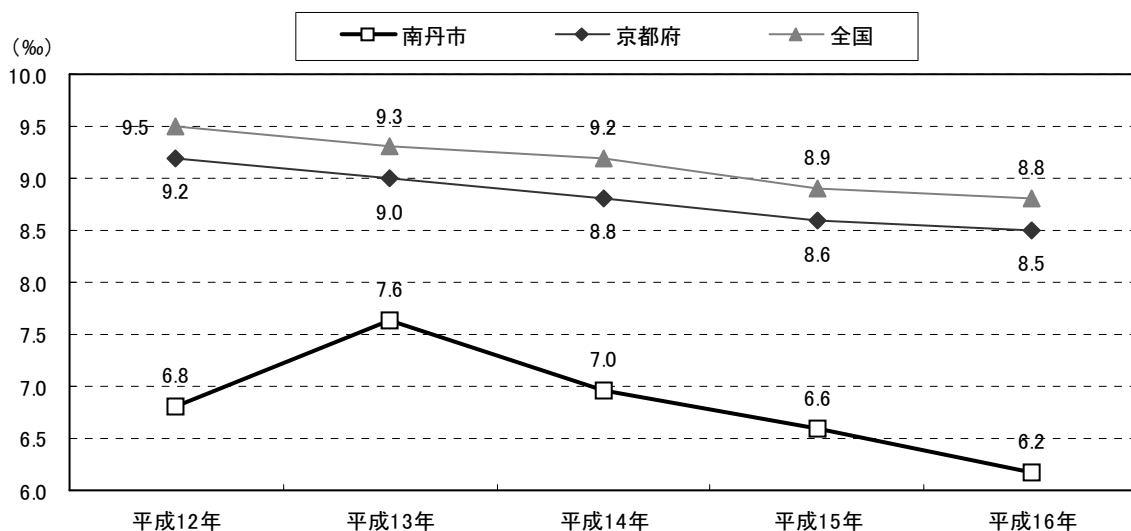
■ 地区別にみる社会動態

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
転入数	1,623	1,705	1,551	1,442	1,336
園部地区	943	1,072	872	837	757
八木地区	270	219	275	220	263
日吉地区	257	245	252	251	180
美山地区	153	169	152	134	136
転出数	1,741	1,636	1,609	1,604	1,464
園部地区	931	842	861	832	761
八木地区	366	353	332	326	289
日吉地区	262	267	233	275	232
美山地区	182	174	183	171	182
増減数	△118	69	△58	△162	△128
園部地区	12	230	11	5	△4
八木地区	△96	△134	△57	△106	△26
日吉地区	△5	△22	19	△24	△52
美山地区	△29	△5	△31	△37	△46

(資料: 京都府統計 各年ともに前年の 10 月からその年の 9 月までの数値)

7. 出生率の推移

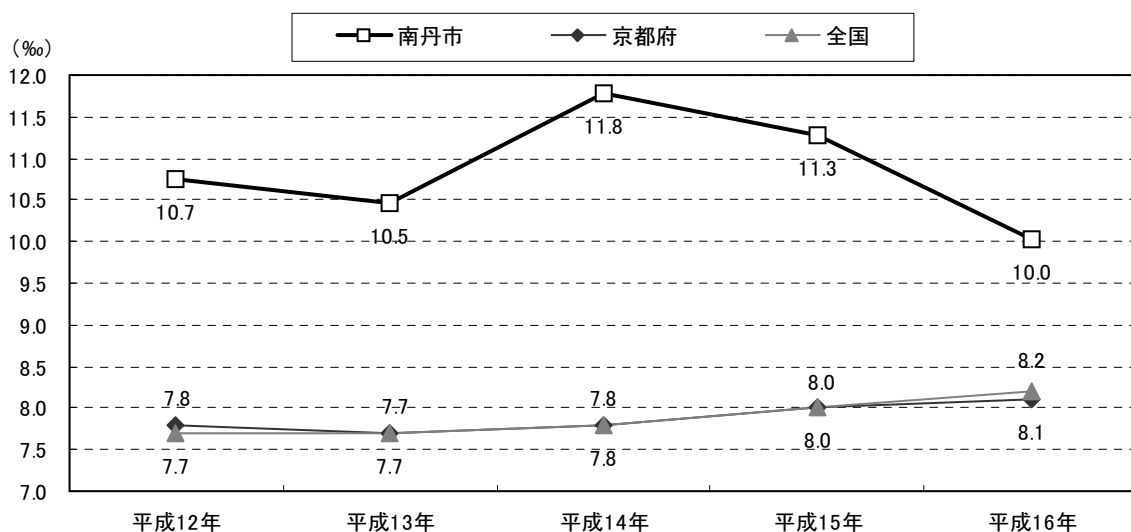
出生率の推移をみると、南丹市では平成 13 年以降、減少傾向にあります。また、京都府、全国の出生率に比べ、南丹市の出生率は低くなっています。



(資料: 京都府保健福祉統計年報)
出生率 = 出生数 ÷ 総人口 × 1000

8. 死亡率の推移

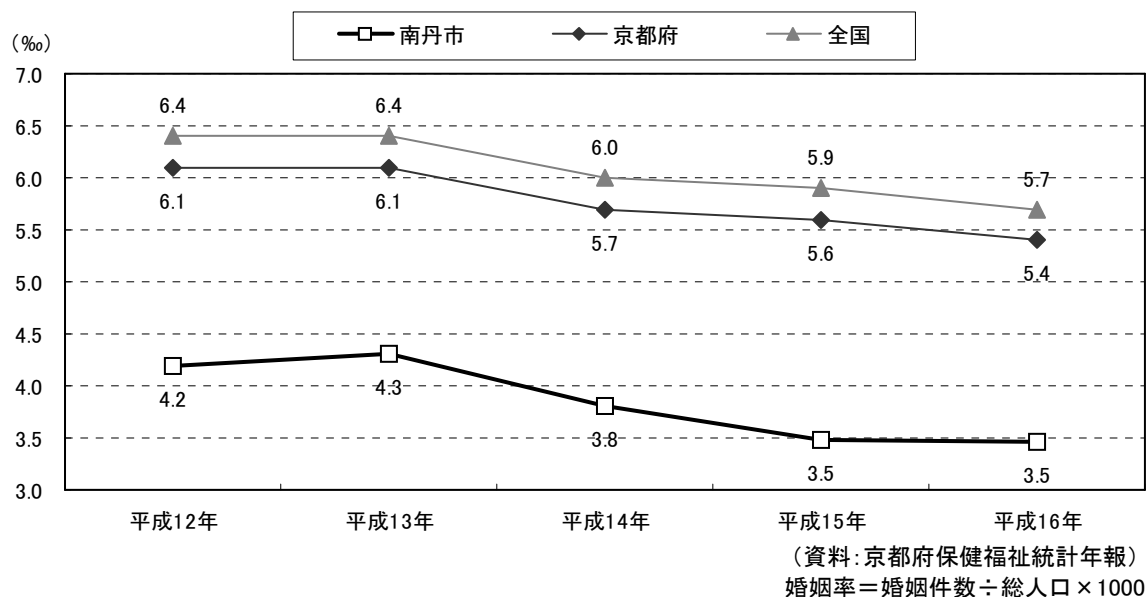
死亡率の推移をみると、南丹市は平成 14 年以降減少しています。また、京都府と全国がほぼ同水準で推移しているのに対し、南丹市は 10.0‰以上での推移と死亡率が高くなっています。



(資料: 京都府保健福祉統計年報)
死亡率 = 死亡数 ÷ 総人口 × 1000

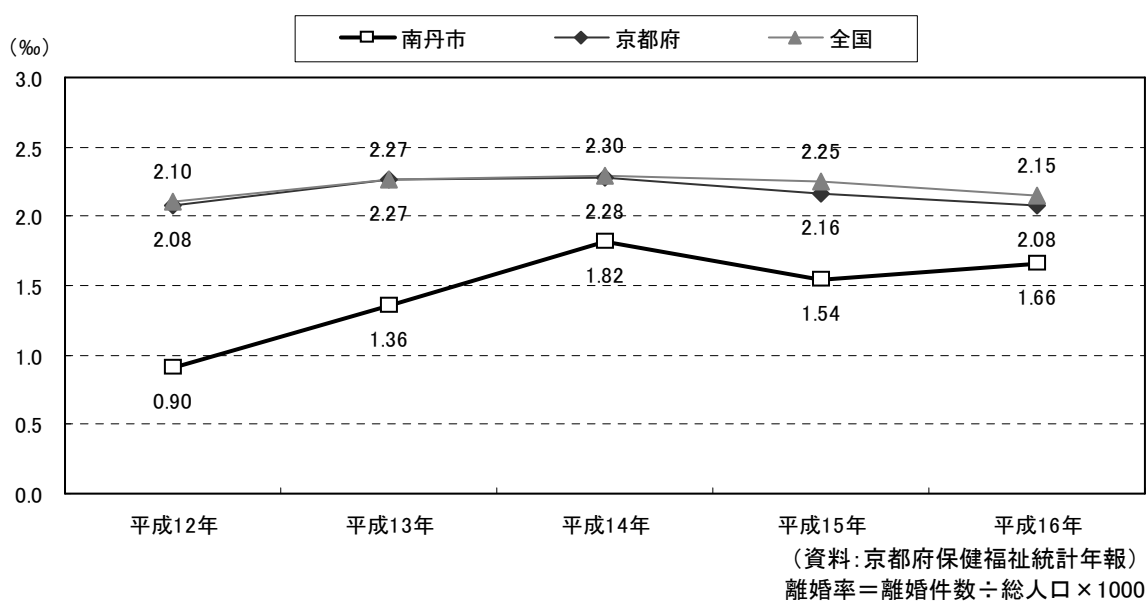
9. 婚姻率の推移

婚姻率の推移をみると、南丹市は減少傾向にあります。また、京都府、全国が 5.0‰台から 6.0‰台で推移しているのに対し、南丹市は 3.0‰台から 4.0‰台で推移しています。



10. 離婚率の推移

離婚率の推移をみると、南丹市は平成 14 年以降、若干減少していますが、全体的に増加傾向となっています。また、京都府、全国が 2.00‰台で推移しているのに対し、南丹市は 1.00‰台での推移となっています。



11. アンケート調査の結果

(1) アンケート調査の概要

◇調査の目的

本市では平成 16 年度に旧町にあたる地区ごとで、次世代育成支援のための具体的な「行動計画」を策定しましたが、合併を機に新市としての計画を策定することになりました。

「南丹市次世代育成支援に関するアンケート調査」は行動計画策定に向けて、市民の皆様の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握することを目的に実施しました。

◇調査の種類

- 就学前児童保護者対象アンケート（以下、就学前児童）＝①
- 小学校児童保護者対象アンケート（以下、小学校児童）＝②

◇調査設計

- 調査地域：南丹市全域
- 調査対象者：①南丹市内在住の0～5歳の児童をもつ保護者
②南丹市内在住の小学生の児童をもつ保護者
- 標本数：①1,232 人
②1,389 人
- 抽出法：就学前児童・小学校児童がいる世帯に対する全数調査（悉皆調査）
- 調査期間：平成 18 年 11 月 16 日（木）～平成 18 年 11 月 30 日（木）
- 調査方法：調査票による本人記入方式
 - ①保育所、幼稚園などを通じ配布・回収（一部は郵送配布・郵送回収による郵送調査法）
 - ②小学校などを通じ配布・回収（一部は郵送配布・郵送回収による郵送調査法）

◇回収結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者対象アンケート	1,232	757	61.4%
小学校児童保護者対象アンケート	1,389	1,035	74.5%

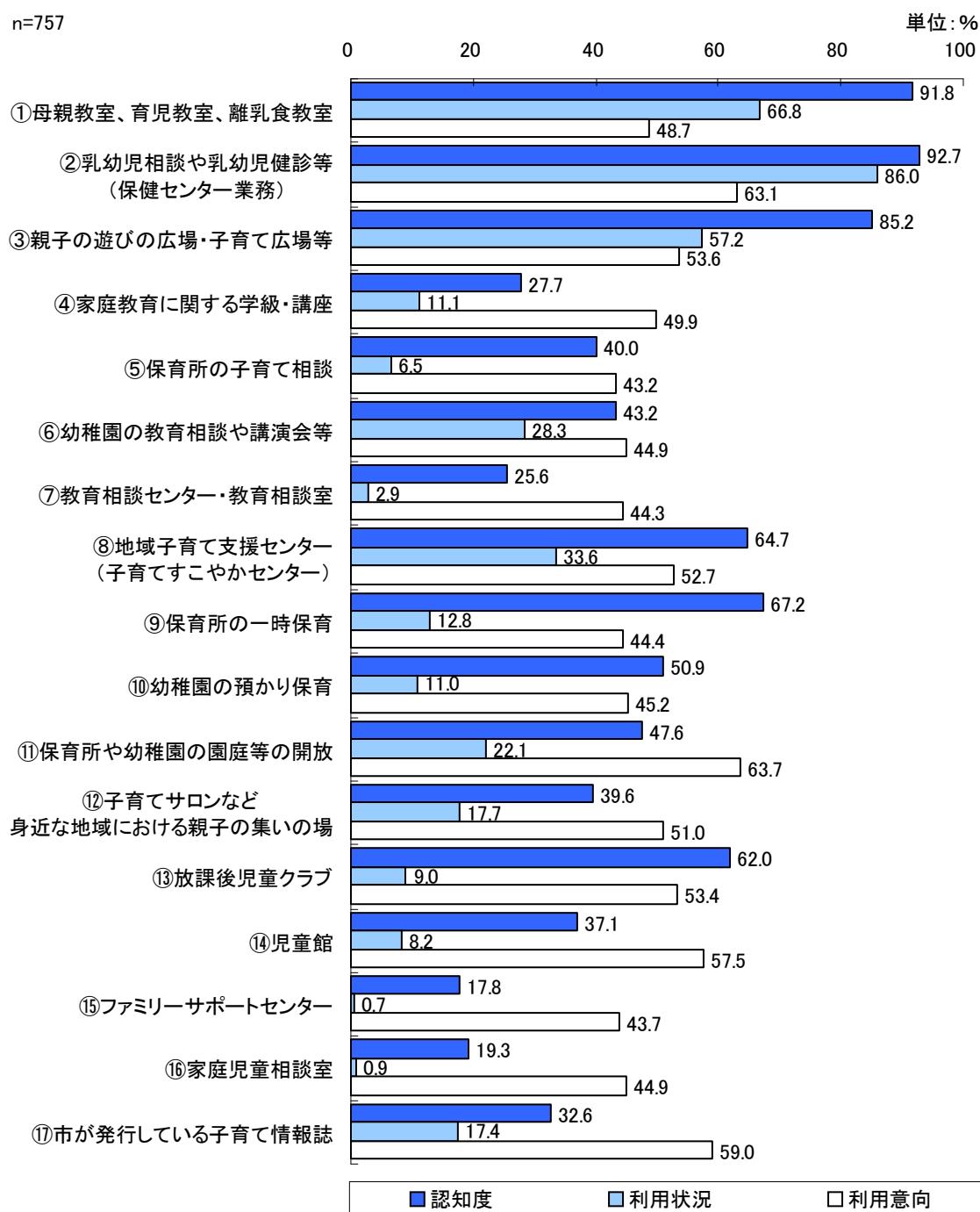
○グラフ及び表の「n数」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

○本文中の「SA」は単数回答を、「MA」は複数回答をそれぞれ表しています。

(2) アンケート調査の結果

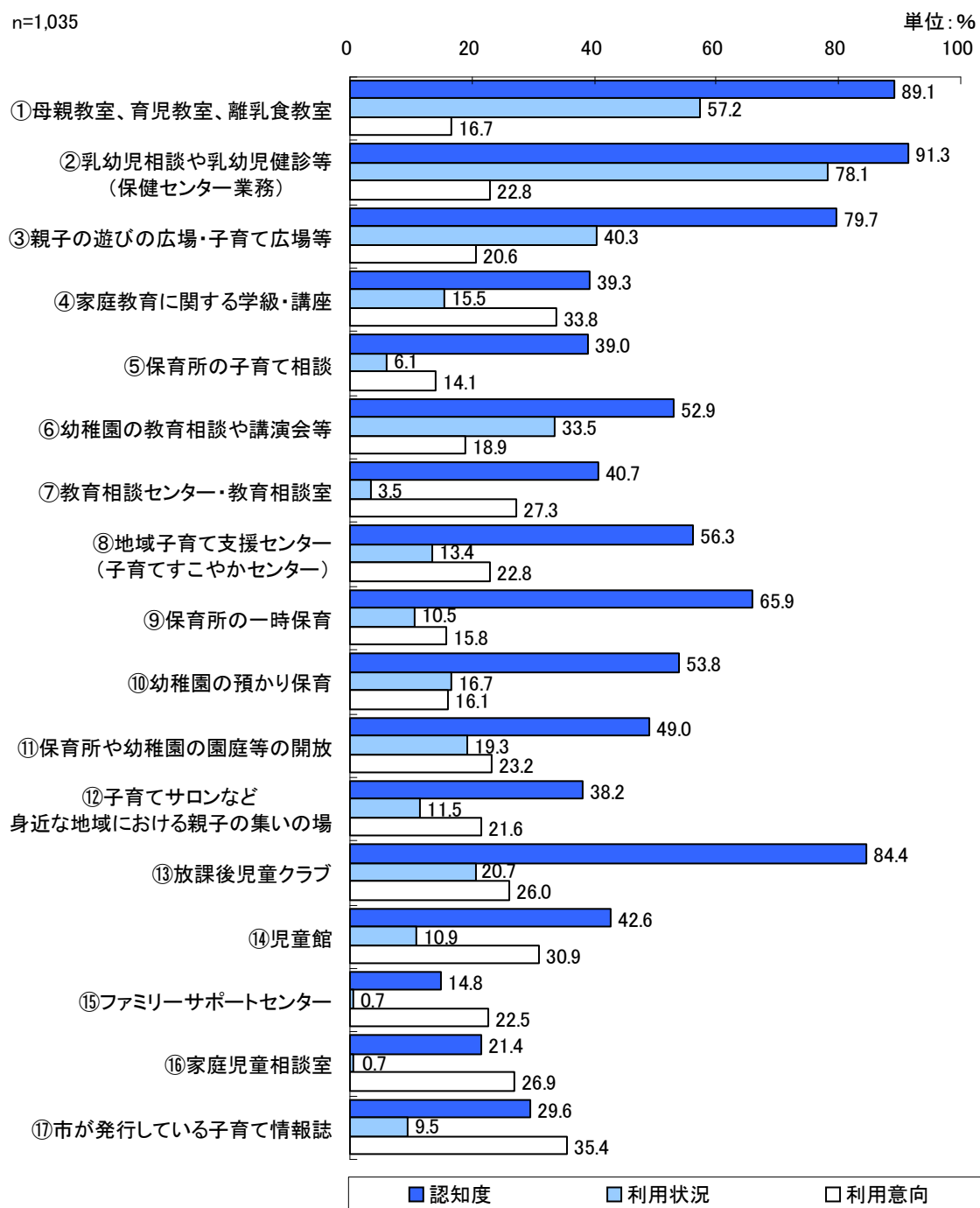
① 子育て支援サービスの認知度・利用状況・利用意向について【就学前児童 SA】

子育て支援サービスの認知度、利用状況では、ともに「②乳幼児相談や乳幼児健診等（保健センター業務）」が最も高くなっています。また、利用意向では「⑪保育所や幼稚園の園庭等の開放」が最も高くなっています。



② 子育て支援サービスの認知度・利用状況・利用意向について【小学校児童 SA】

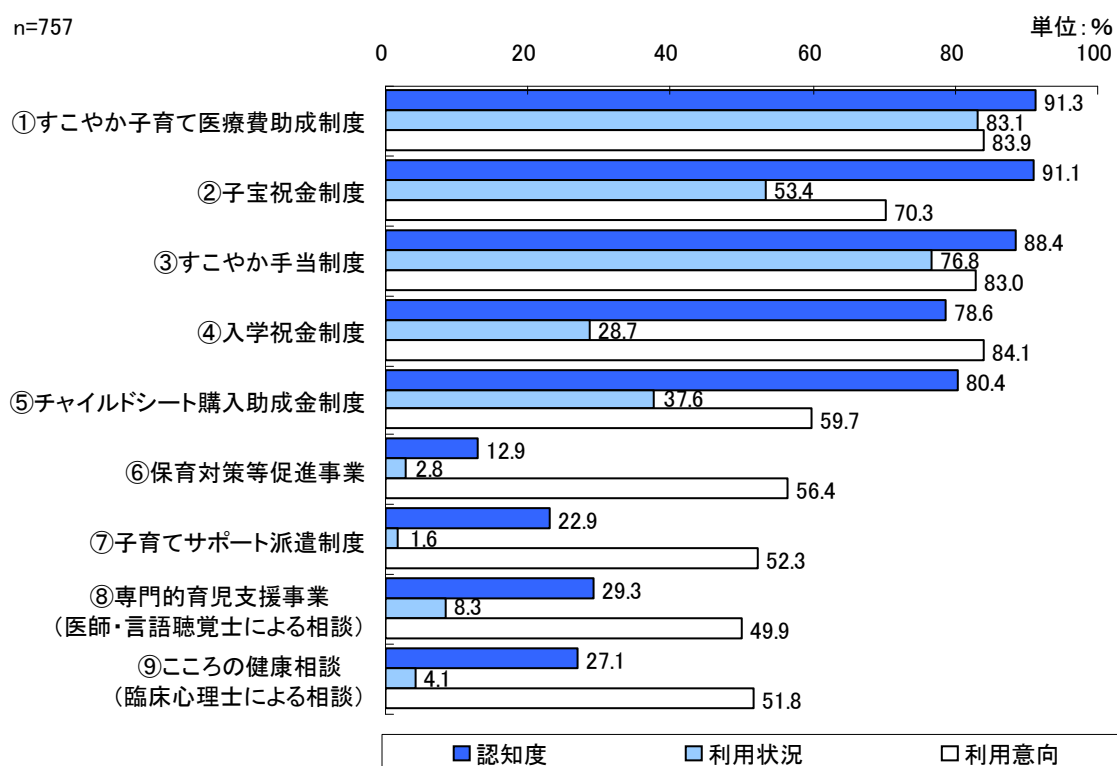
子育て支援サービスの認知度、利用状況では、ともに「②乳幼児相談や乳幼児健診等（保健センター業務）」が最も高くなっています。また、利用意向では「⑰市が発行している子育て情報誌」「④家庭教育に関する学級・講座」「⑭児童館」が３割を超え、高くなっています。



③ 子育て支援に関する新規、拡大制度・事業の認知度・利用状況・利用意向について【就学前児童 SA】

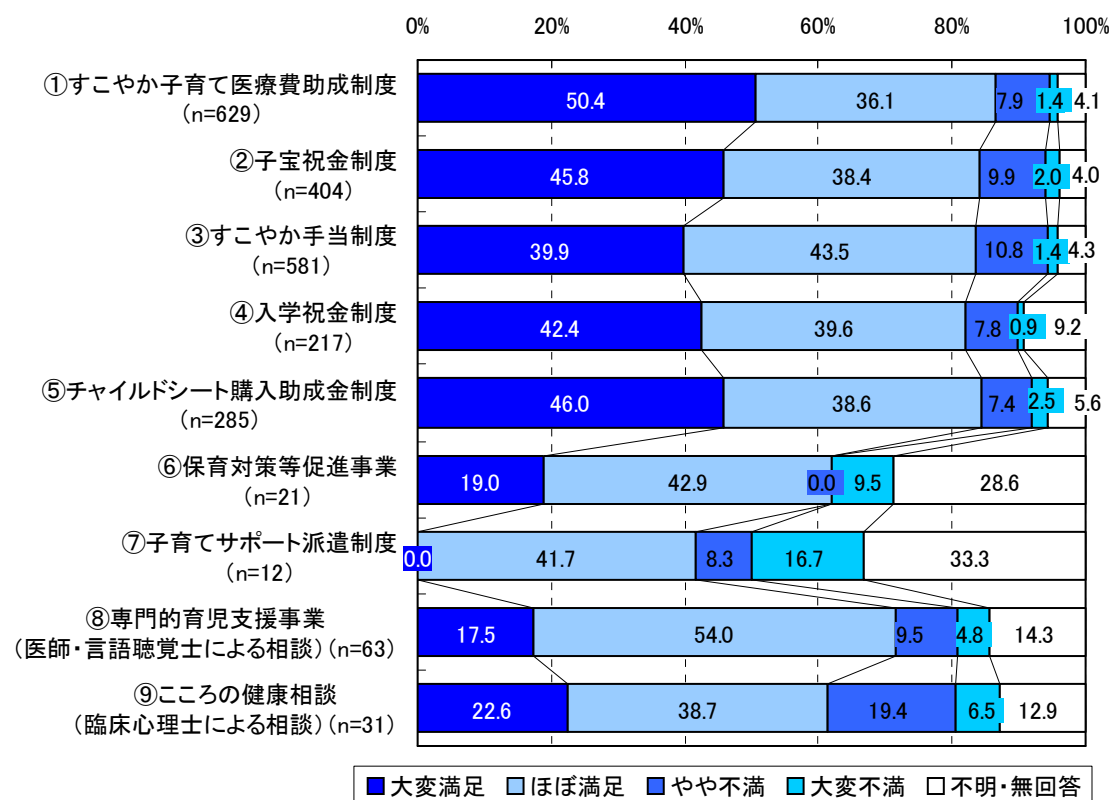
「①すこやか子育て医療費助成制度」をはじめとする助成金制度の認知度は、8～9割と非常に高くなっています。また、利用状況では「①すこやか子育て医療費助成制度」「③すこやか手当制度」がそれぞれ8割、7割と群を抜いて高くなっています。

一方、利用意向では全体的に5割程度以上の回答がみられます。



◇ 子育て支援に関する新規、拡大制度・事業の満足度について
【就学前児童 SA 制度利用者のみ回答】

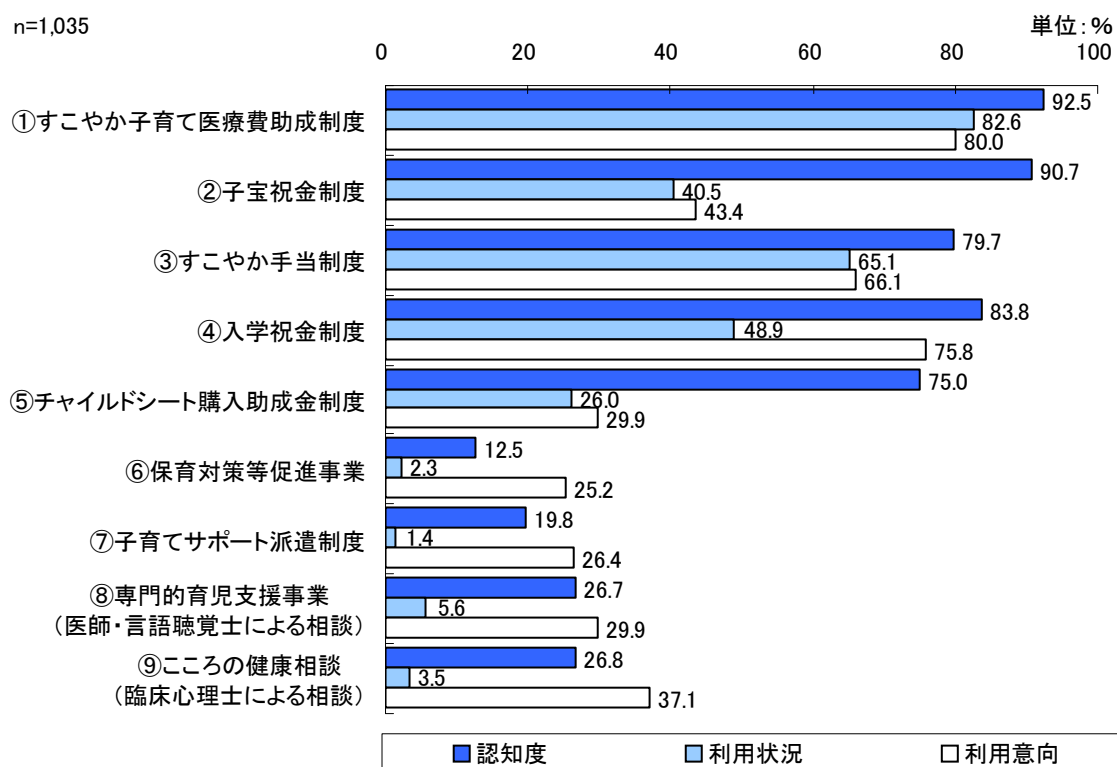
子育て支援に関する新規、拡大制度・事業の満足度では、全体的に「ほぼ満足」との回答が多くなっています。その中でも特に「①すこやか子育て医療費助成制度」をはじめとする助成金制度は、「大変満足」「ほぼ満足」の計が8割以上となっています。



④ 子育て支援に関する新規、拡大制度・事業の認知度・利用状況・利用意向について【小学校児童 SA】

「①すこやか子育て医療費助成制度」をはじめとする助成金制度の認知度は、7～9割と非常に高くなっています。特に、「①すこやか子育て医療費助成制度」の認知度、利用状況、利用意向は、それぞれ8～9割と最も高くなっています。

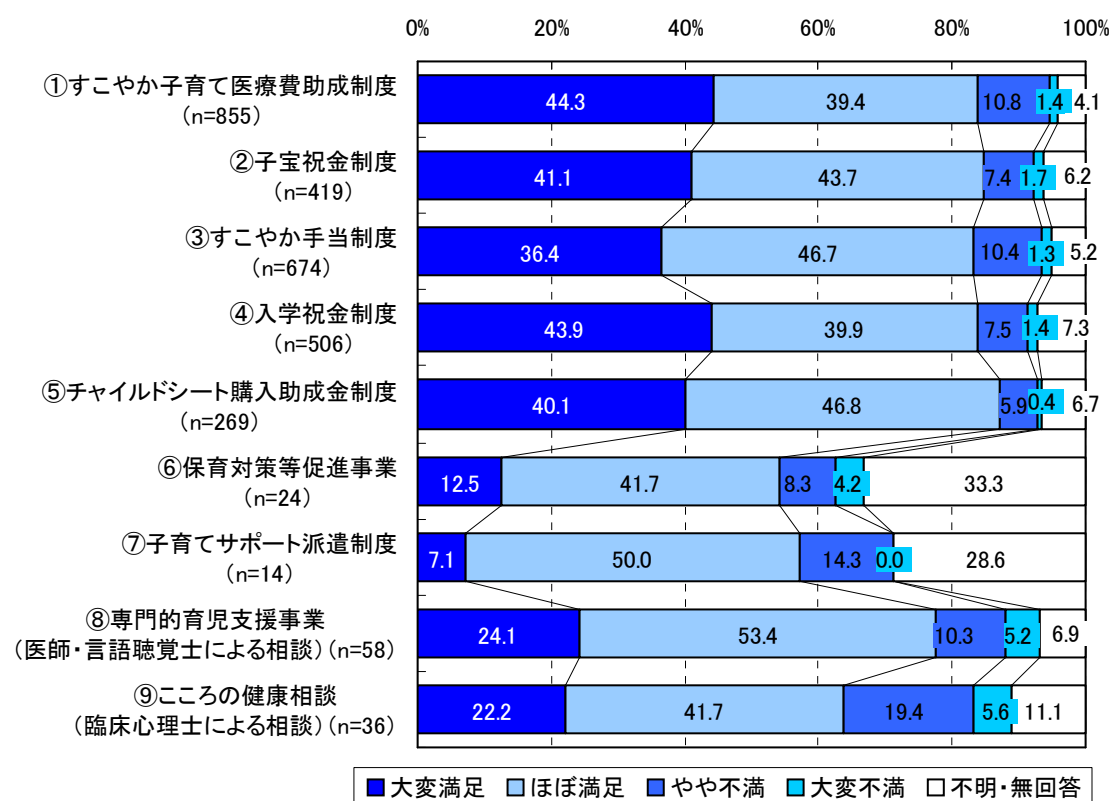
また、「④入学祝金制度」は認知度が8割、利用意向が7割と高くなっているものの、利用状況は5割程度となっています。



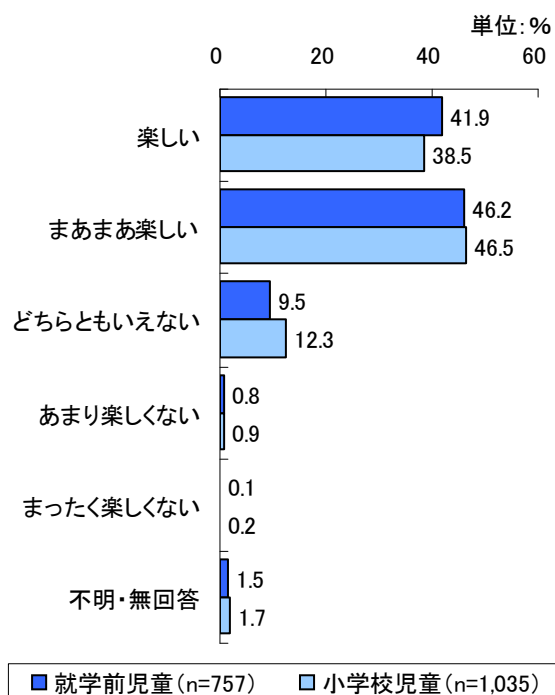
◇ 子育て支援に関する新規、拡大制度・事業の満足度について
【小学校児童 SA 制度利用者のみ回答】

子育て支援に関する新規、拡大制度・事業の満足度をみると、「①すこやか子育て医療費助成制度」をはじめとする助成金制度では「大変満足」が3～4割と高く、「ほぼ満足」を合わせると、各サービスの利用者のうち、8割以上が満足していることがうかがえます。

一方、「⑨こころの健康相談（臨床心理士による相談）」では「やや不満」「大変不満」の計が2割を超えています。



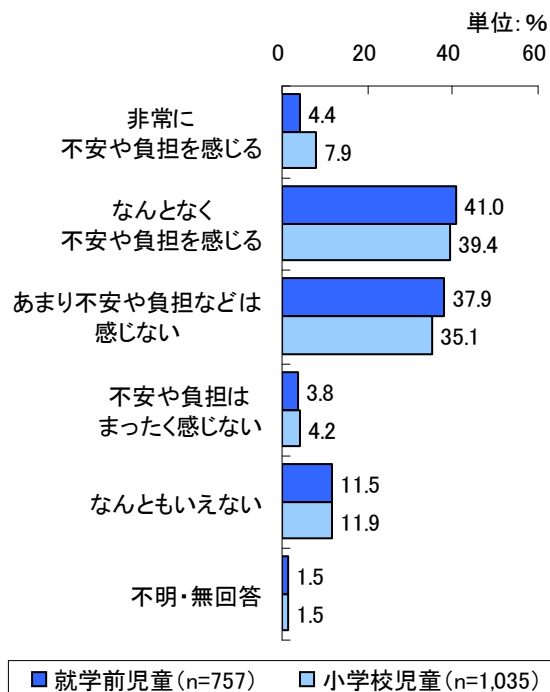
⑤ 子育ての楽しさについて【S A】



子育ての楽しさをみると、就学前児童では「まあまあ楽しい」が最も高く、「まあまあ楽しい」「楽しい」の計が9割近くとなっています。

小学校児童でも「まあまあ楽しい」「楽しい」の計が8割を超え、子育てを楽しんでいる方が多くなっています。

⑥ 子育ての不安感や負担感の有無について【S A】



子育ての不安感や負担感の有無をみると、就学前児童では「なんとなく不安や負担を感じる」と「あまり不安や負担などは感じない」で3ポイント程度の差しかみられず、回答が割れています。

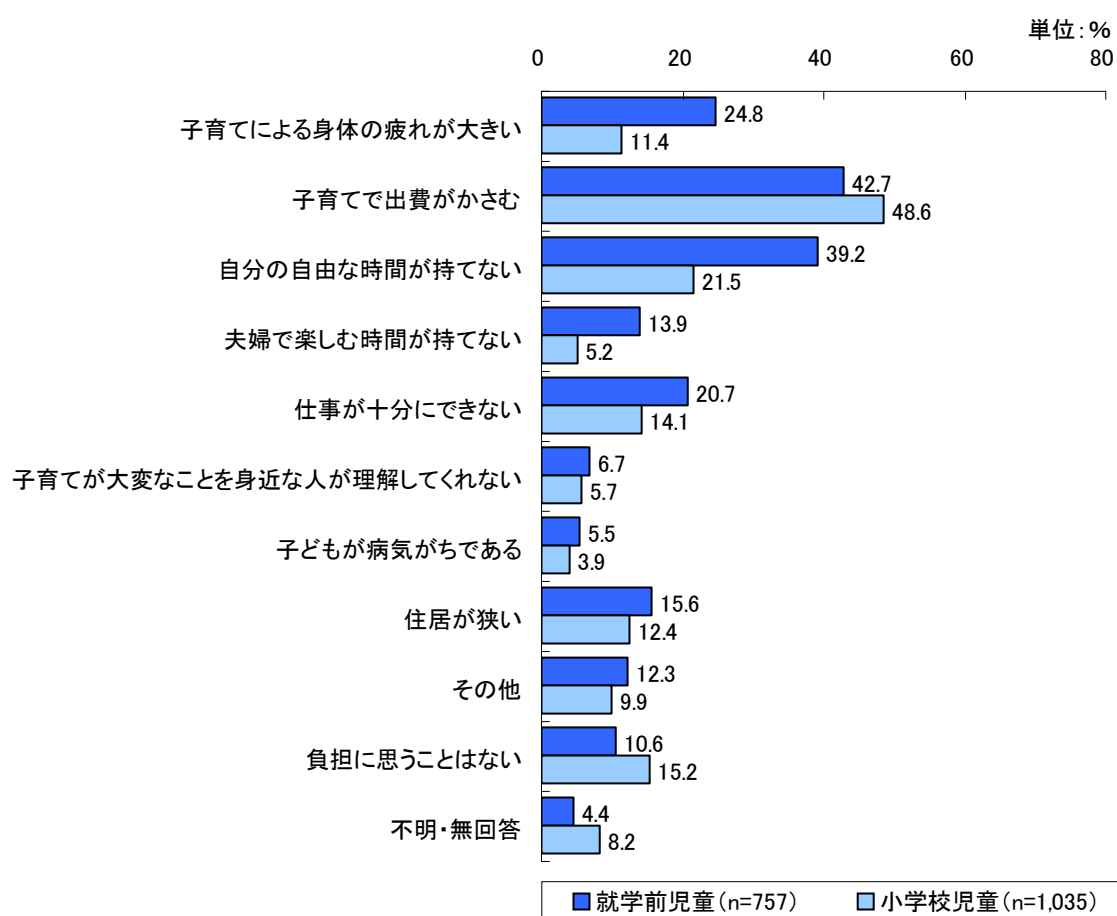
小学校児童でも同様に「なんとなく不安や負担を感じる」と「あまり不安や負担などは感じない」の差は約4ポイントとなっています。

⑦ 子育てするうえで、不安に思っていることや悩みの内容について【MA】

子育てするうえで、不安に思っていることや悩みの内容をみると、就学前児童では「子育てで出費がかさむ」が最も高く、次いで「自分の自由な時間が持てない」「子育てによる身体の疲れが大きい」の順となっています。

小学校児童では「子育てで出費がかさむ」が最も高く、次いで「自分の自由な時間が持てない」「負担に思うことはない」の順となっています。

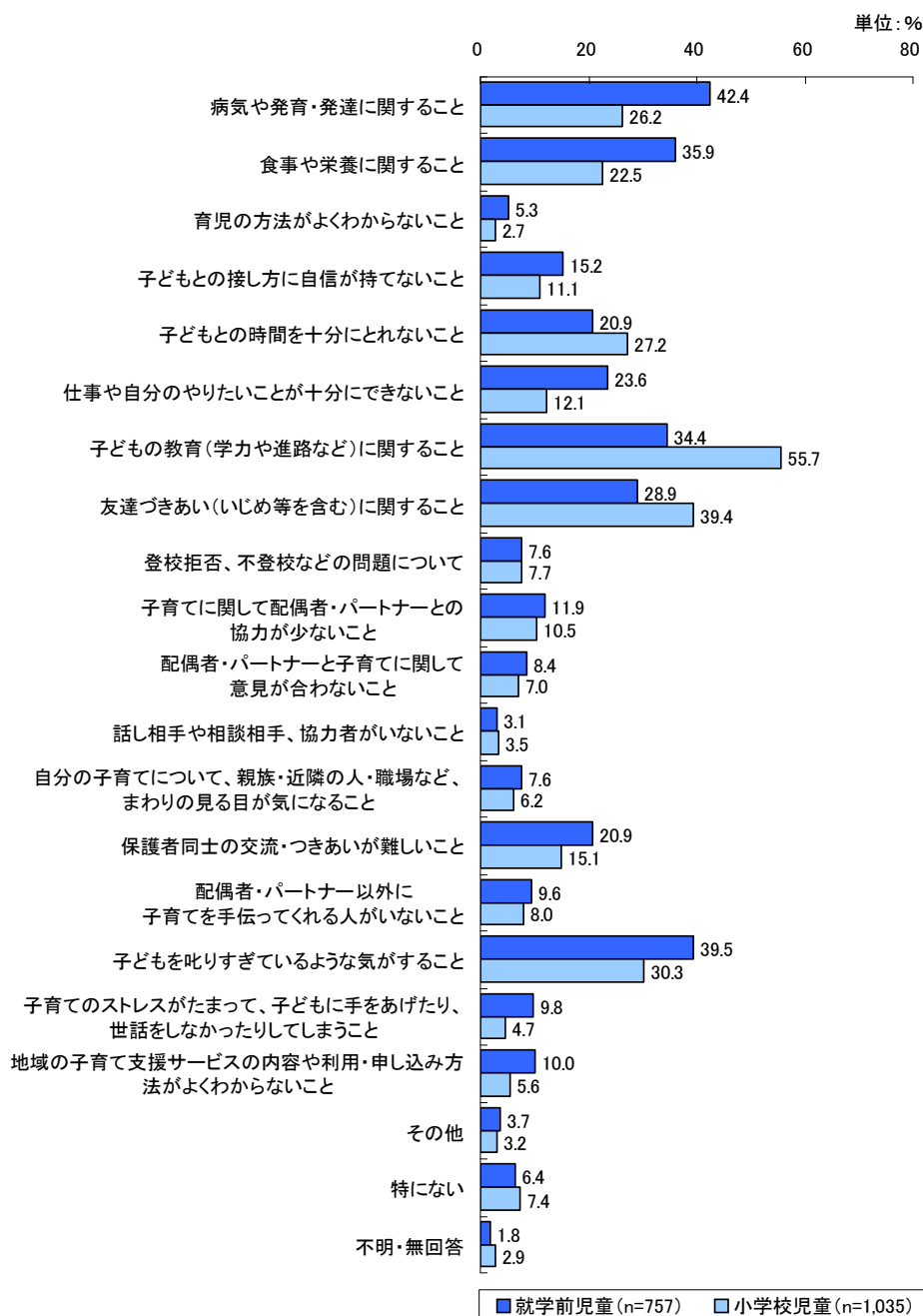
また、就学前児童、小学校児童でそれぞれ回答の割合は異なっており、子どもの年代により不安や悩みが異なっていることがうかがえます。



⑧ 子育てするうえで、日頃心配していることや気になることについて【MA】

子育てするうえで、日頃心配していることや気になることをみると、就学前児童では「病気や発育・発達に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がすること」「食事や栄養に関すること」「子どもの教育（学力や進路など）に関すること」が3割を超えており、その内容は多岐にわたっています。

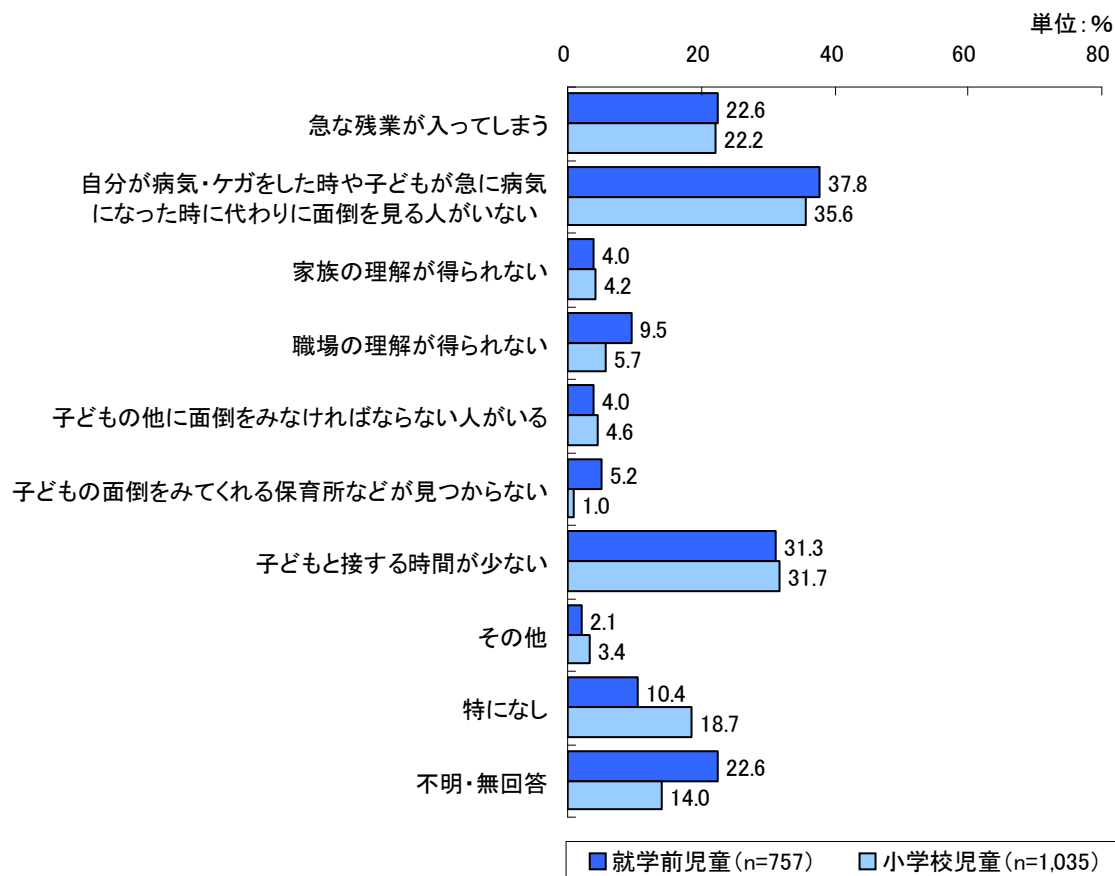
また、小学校児童では「子どもの教育（学力や進路など）に関すること」「友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がすること」と、子どもの教育や友達づきあい、しつけなどへの心配がうかがえます。



⑨ 仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じることについて【MA】

仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じることをみると、就学前児童、小学校児童ともに「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」「子どもと接する時間が少ない」が高くなっています。

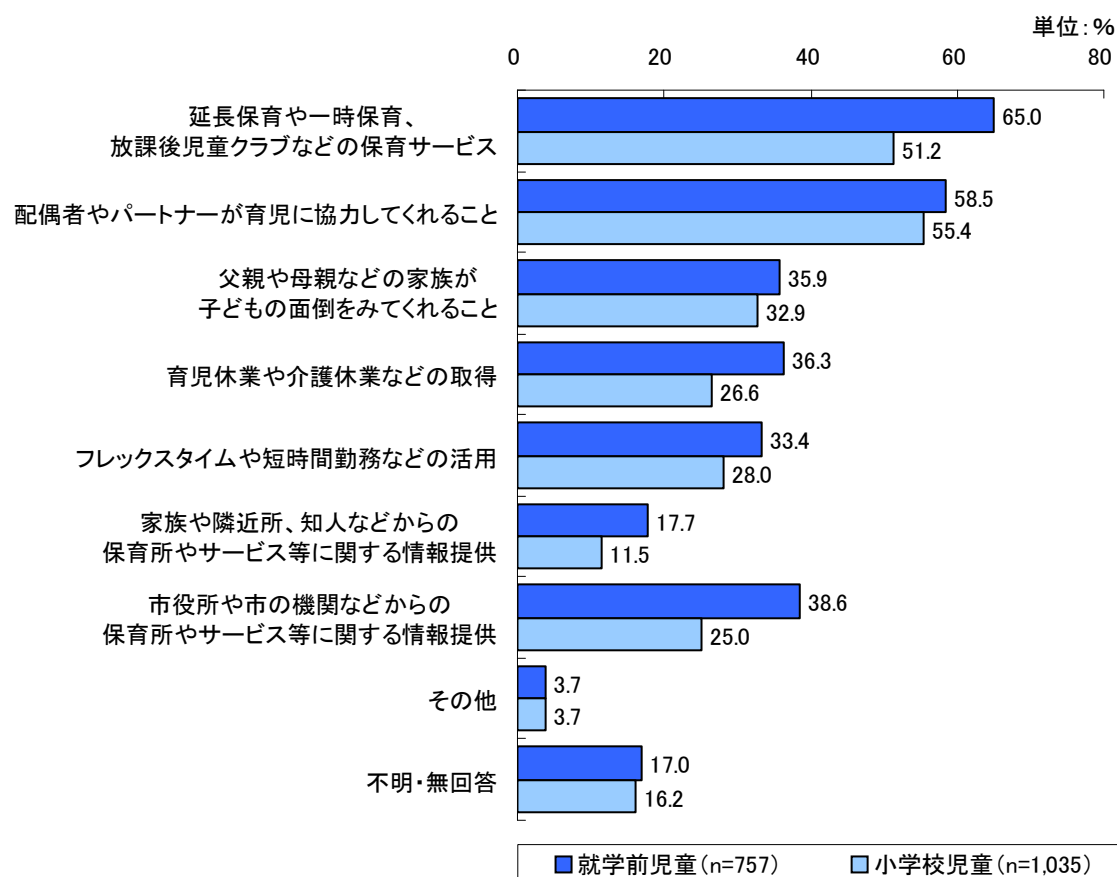
また、「特になし」との回答は就学前に比べ、小学校児童の方が高くなっています。



⑩ 仕事と子育てを両立するうえで必要なことについて【MA】

仕事と子育てを両立するうえで必要なことをみると、就学前児童では「延長保育や一時保育、放課後児童クラブなどの保育サービス」「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」が5割を超え高く、保育サービスを充実する一方、家庭での協力が求められています。

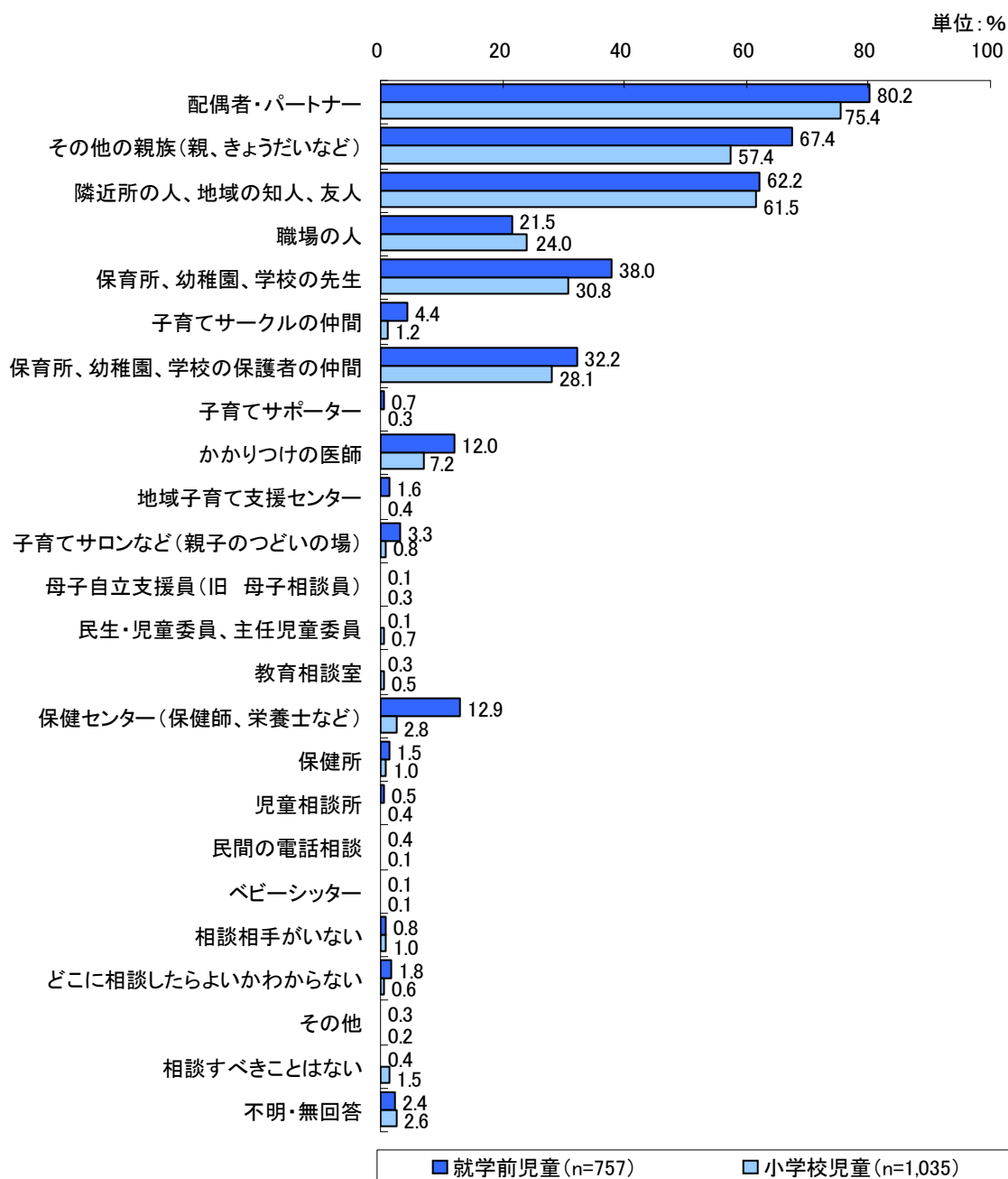
小学校児童では「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」が最も高く、次いで「延長保育や一時保育、放課後児童クラブなどの保育サービス」となっており、保育サービスよりも家庭での協力が求められています。



⑪ 子育てに関する悩みや不安の相談相手について【MA】

子育てに関する悩みや不安の相談相手をみると、就学前児童では「配偶者・パートナー」「その他の親族（親、きょうだいなど）」「隣近所の人、地域の知人、友人」が6割以上となっています。

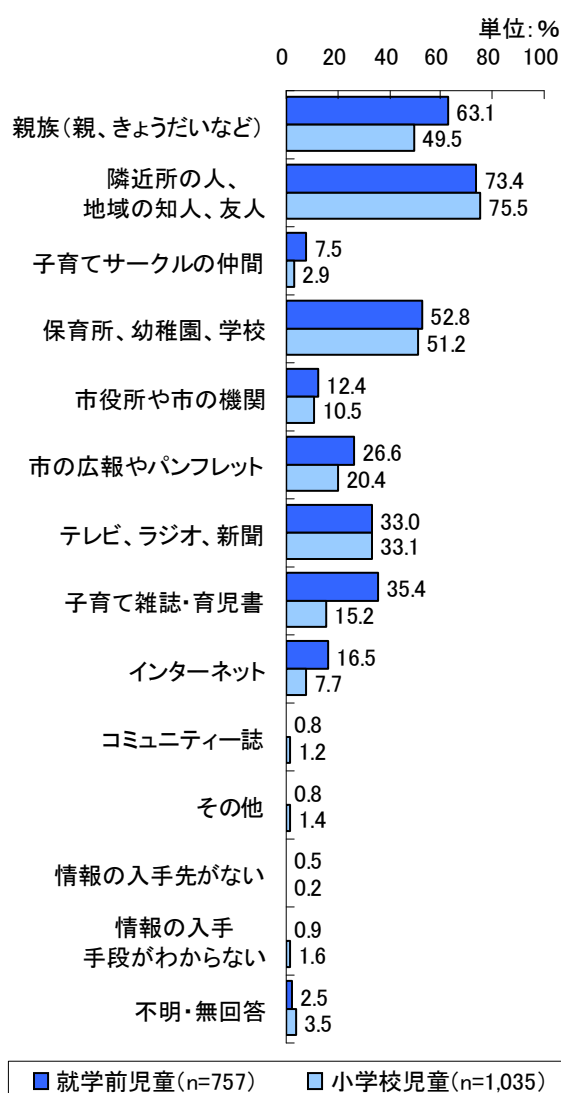
小学校児童では「配偶者・パートナー」が最も高く、次いで「隣近所の人、地域の知人、友人」「その他の親族（親、きょうだいなど）」となっており、親族や知人・友人など、身近な人が相談相手となっています。



⑫ 子育てに関する情報の入手先について【MA】

子育てに関する情報の入手先をみると、就学前児童では「隣近所の人、地域の知人、友人」が最も高く、次いで「親族（親、きょうだいなど）」「保育所、幼稚園、学校」の順となっています。

小学校児童では「隣近所の人、地域の知人、友人」が最も高く、次いで「保育所、幼稚園、学校」「親族（親、きょうだいなど）」の順となっており、相談相手と同様に身近な人をはじめ、子どもの日々の生活にかかわる保育所や幼稚園、学校からの情報入手が多くなっています。

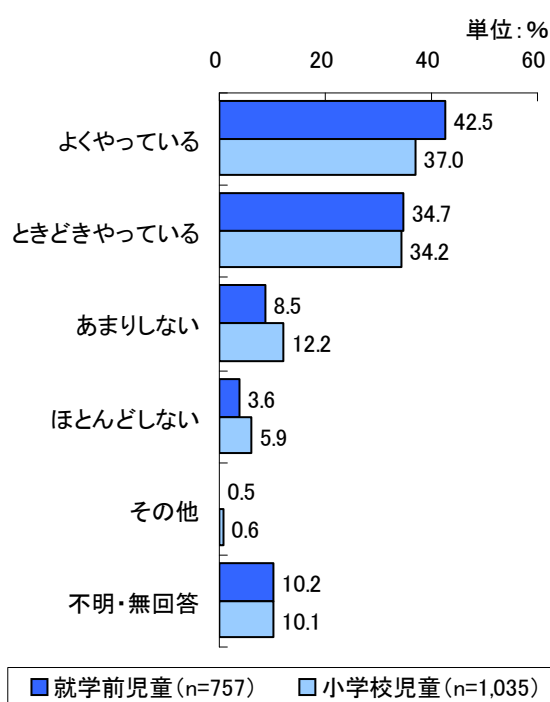


⑬ 父親が育児や子どもの世話などにかかわる頻度について【SA】

父親が育児や子どもの世話などにかかわる頻度をみると、就学前児童では「よくやっている」が最も高く、「よくやっている」「ときどきやっている」の計が8割近くとなっています。

小学校児童では「よくやっている」が最も高く、「よくやっている」「ときどきやっている」の計が7割を超えています。

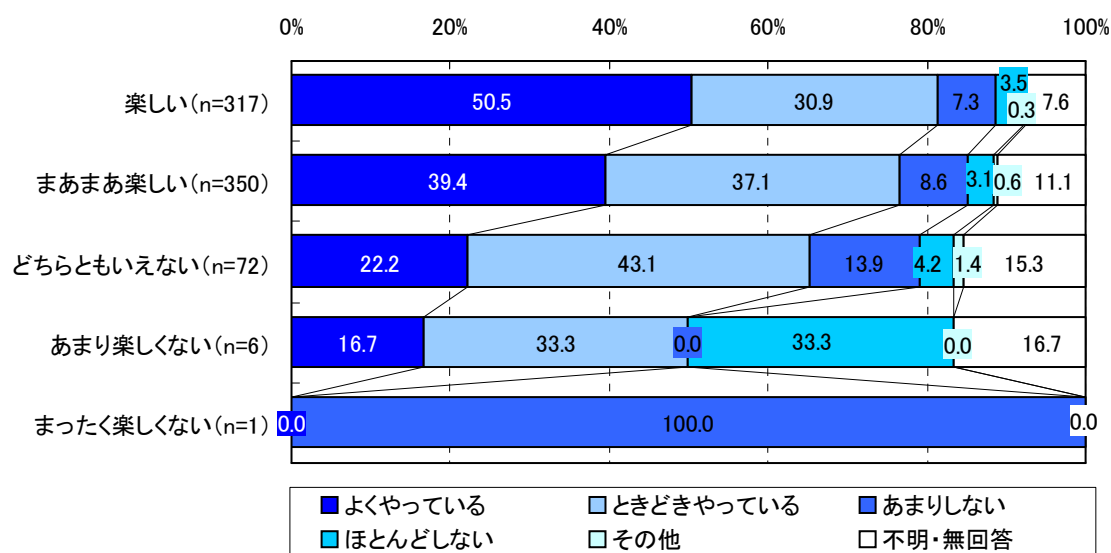
一方、「あまりしない」「ほとんどしない」の計は小学校児童でやや高くなる傾向にあります。



◇ 子育ての楽しさにみる父親の育児への参加頻度

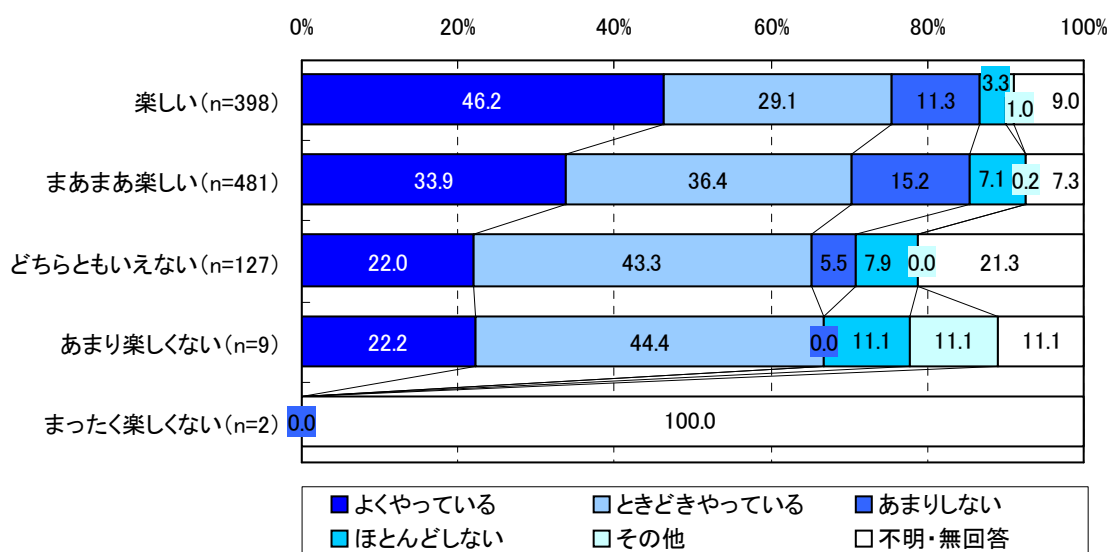
■就学前児童

父親の育児への参加頻度を子育ての楽しさでみると、父親の育児への参加頻度が多いほど、子育てを楽しんでいると感じる人の割合が高くなっています。



■小学校児童

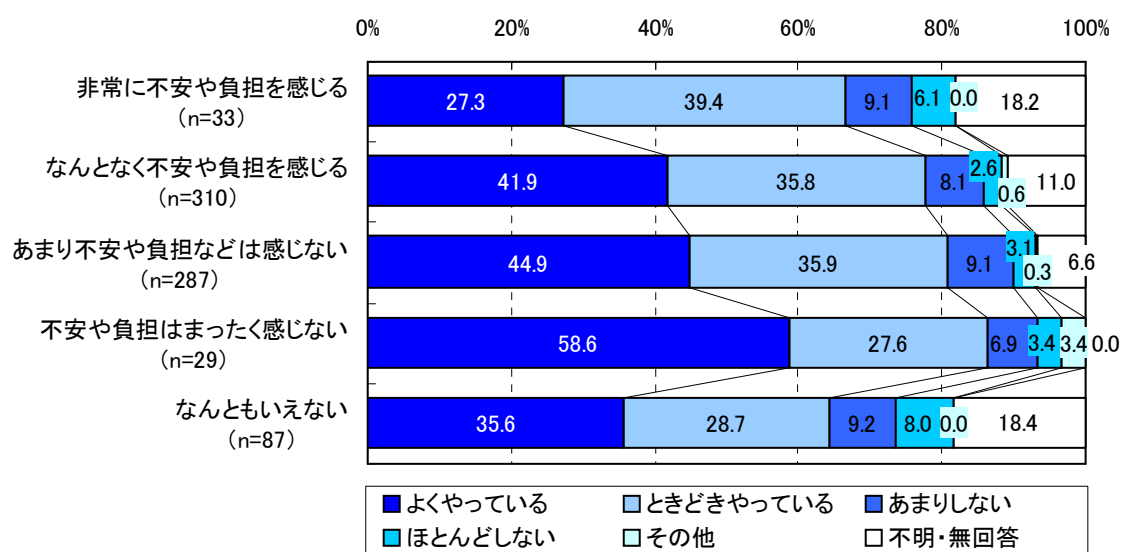
父親の育児への参加頻度を子育ての楽しさでみると、楽しいと感じている人では「よくやっている」が46.2%と最も高くなっています。また、楽しくないとの回答になるにつれ、「ときどきやっている」や「ほとんどしない」が高くなっており、父親の育児への参加頻度も少なくなる傾向がうかがえます。



◇ 子育てへの不安感や負担感の有無にみる父親の育児への参加頻度

■就学前児童

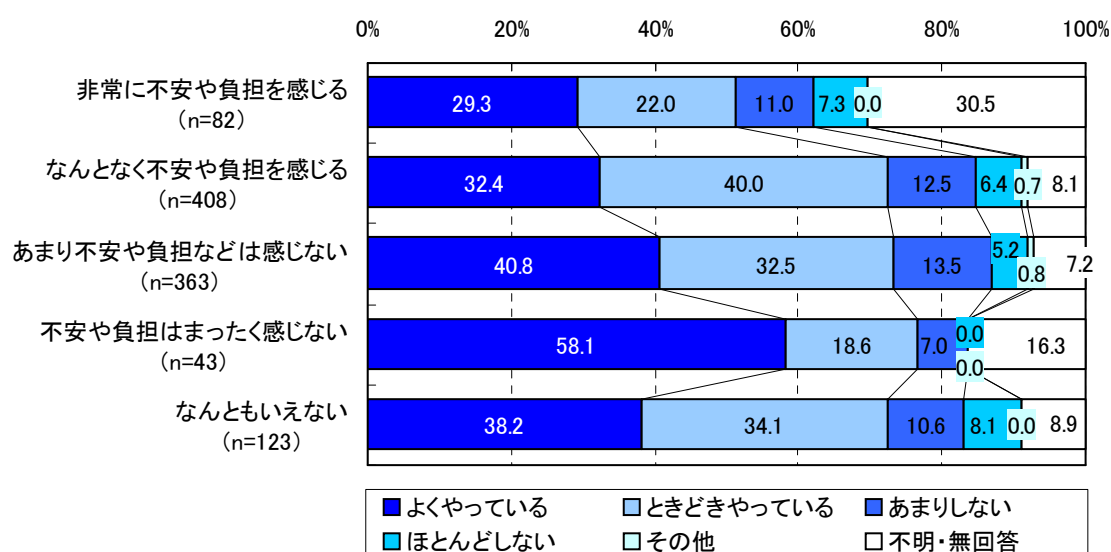
父親の育児への参加頻度を子育てへの不安感や負担感の有無でみると、非常に不安や負担を感じる人では「よくやっている」が27.3%と他に比べて低く、「あまりしない」「ほとんどしない」が高く、不安感や負担感を感じていない人ほど父親の育児への参加頻度が多い傾向がみられます。



■小学校児童

父親の育児への参加頻度を子育てへの不安感や負担感の有無でみると、非常に不安や負担を感じる人では「よくやっている」が29.3%と、他に比べて低くなっています。

一方、不安や負担はまったく感じない人をみると、「よくやっている」が58.1%と5割を超えており、子育てへの不安感や負担感の有無と父親の育児への参加頻度の関係がうかがえます。

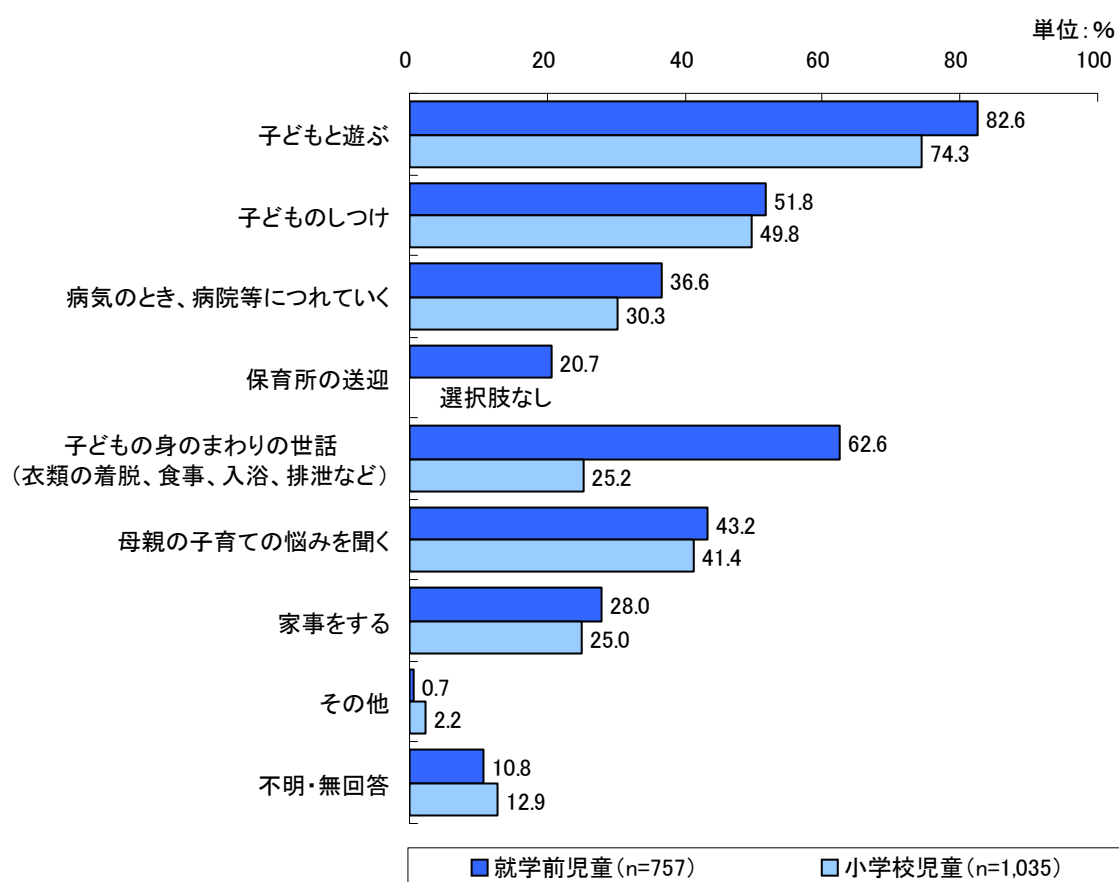


⑭ 父親が行う育児等の内容について【MA】

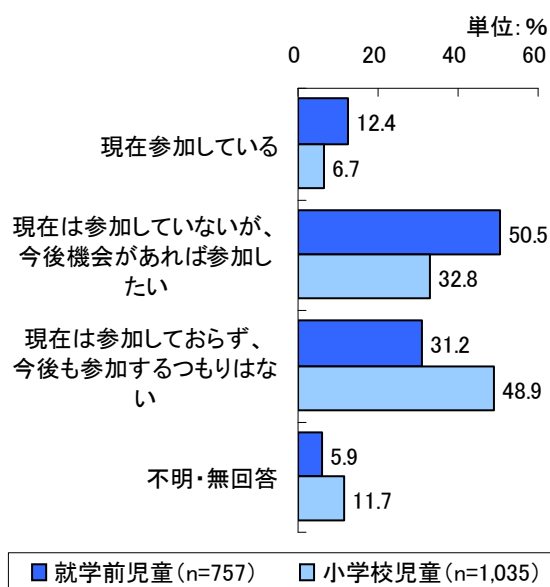
父親が行う育児等の内容について、就学前児童では「子どもと遊ぶ」が最も高く、次いで「子どもの身のまわりの世話（衣類の着脱、食事、入浴、排泄など）」「子どものしつけ」となっています。

小学校児童では「子どもと遊ぶ」が最も高く、次いで「子どものしつけ」「母親の子育ての悩みを聞く」の順となっています。

また、就学前児童の「保育所の送迎」、就学前児童、小学校児童の「家事をする」は他の回答に比べ低くなっており、父親のかかわりが少ないことがうかがえます。



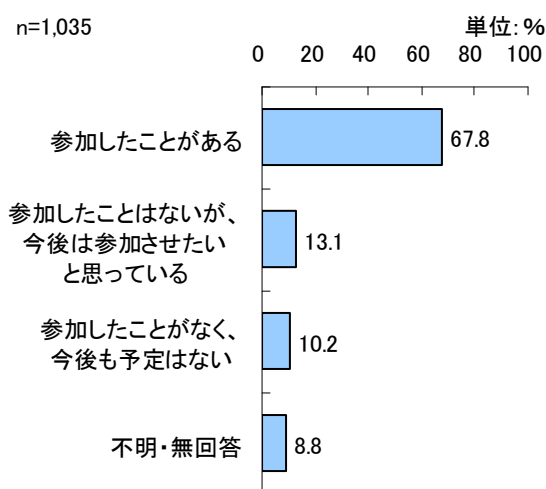
⑮ 子育てに関するサークルなど自主的な活動への参加状況【S A】



子育てに関するサークルなど自主的な活動への参加状況について、就学前児童では「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が 50.5%と最も高く、次いで「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が 31.2%となっています。

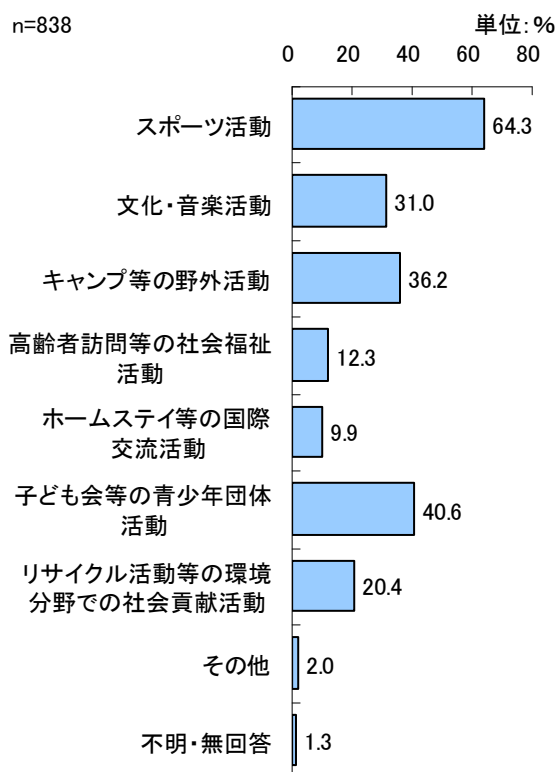
また、小学校児童では「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が 48.9%と最も高く、次いで「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が 32.8%となっています。

⑯ お子さんの地域活動やグループ活動などへの参加状況【小学校児童 S A】



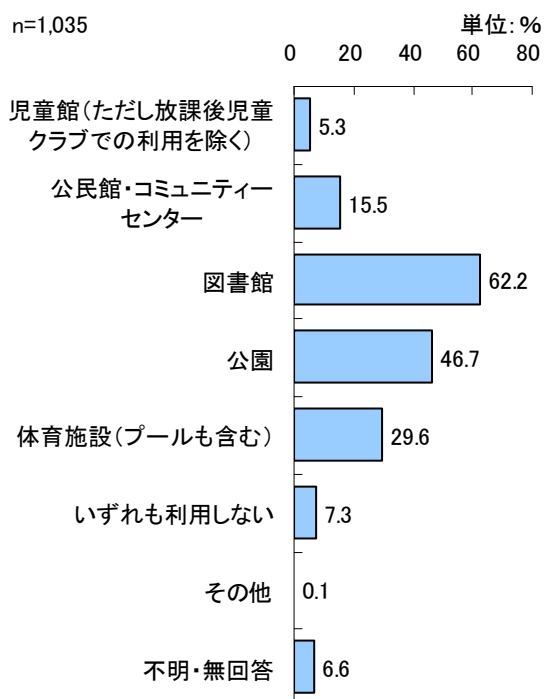
お子さんの地域活動やグループ活動などへの参加状況については、「参加したことがある」が 67.8%と最も高く、次いで「参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている」が 13.1%となっています。

◇ お子さんが参加したことがある、もしくは今後参加させたい地域活動やグループ活動の種類【小学校児童 MA】



お子さんが参加したことがある、もしくは今後参加させたい地域活動やグループ活動の種類については、「スポーツ活動」が64.3%と最も高く、次いで「子ども会等の青少年団体活動」が40.6%となっています。

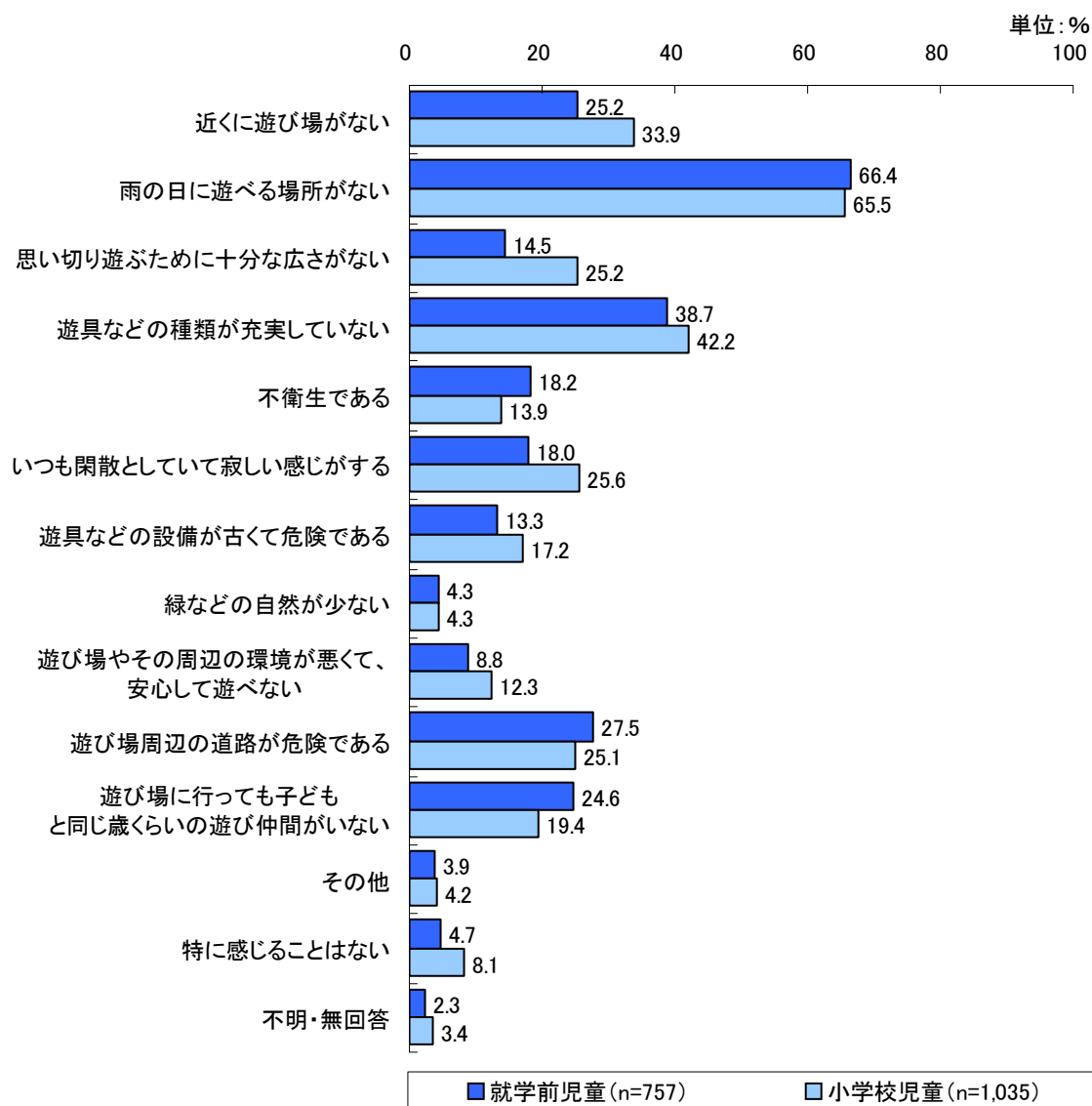
⑪ お子さんがよく利用する公共施設【小学校児童 MA】



お子さんがよく利用する公共施設については、「図書館」が62.2%と最も高く、次いで「公園」が46.7%となっています。

⑮ 家の近くの子どもの遊び場について、日頃感じていることについて【MA】

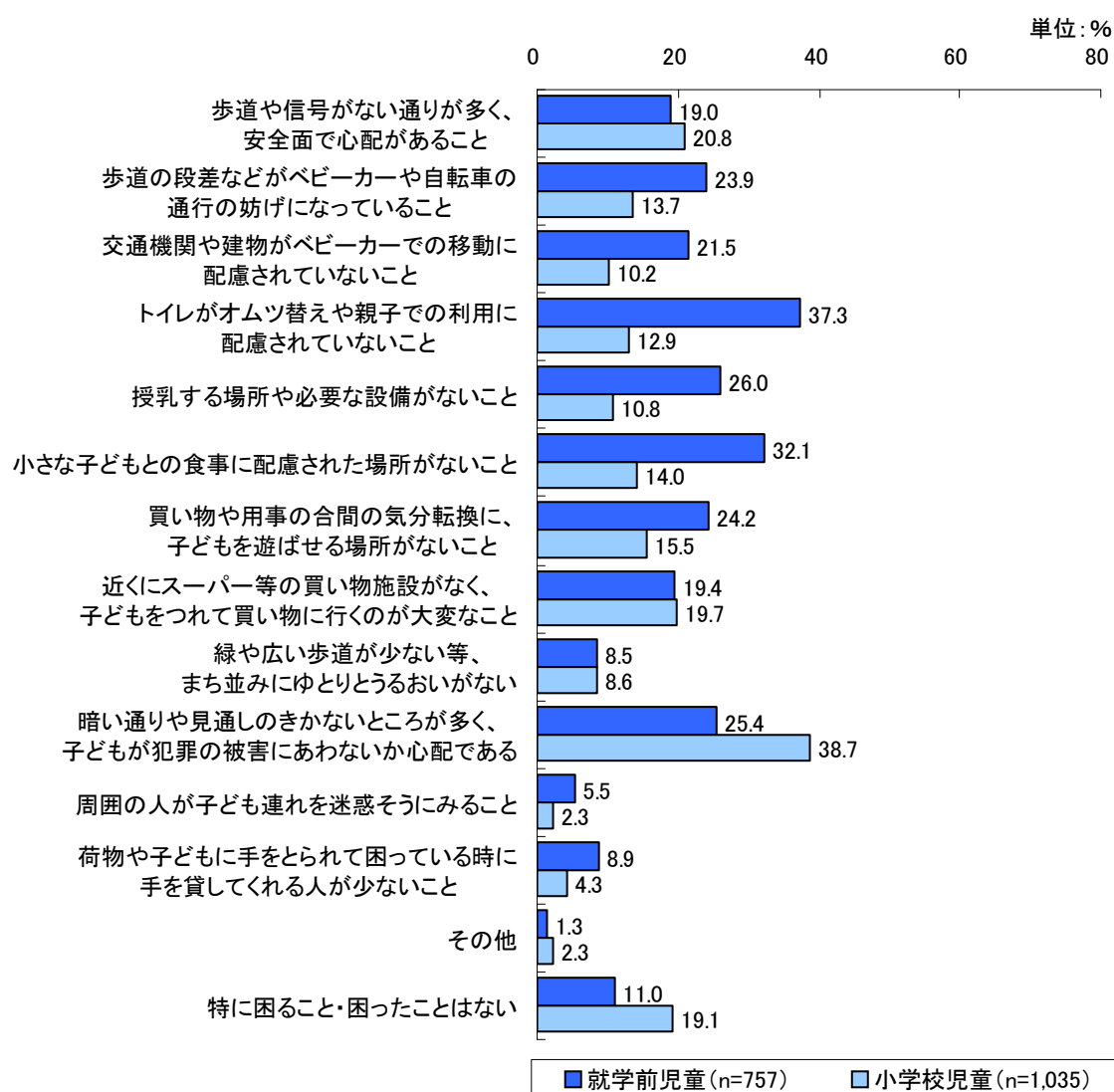
家の近くの子どもの遊び場について、日頃感じていることをみると、就学前児童、小学校児童ともに「雨の日に遊べる場所がない」が6割以上と群を抜いて高くなっています。



⑬ 子どもとの外出の際、困ること・困ったことについて【MA】

子どもとの外出の際、困ること・困ったことをみると、就学前児童では「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」が3割を超えており、子育てバリアフリーも含め、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりが求められています。

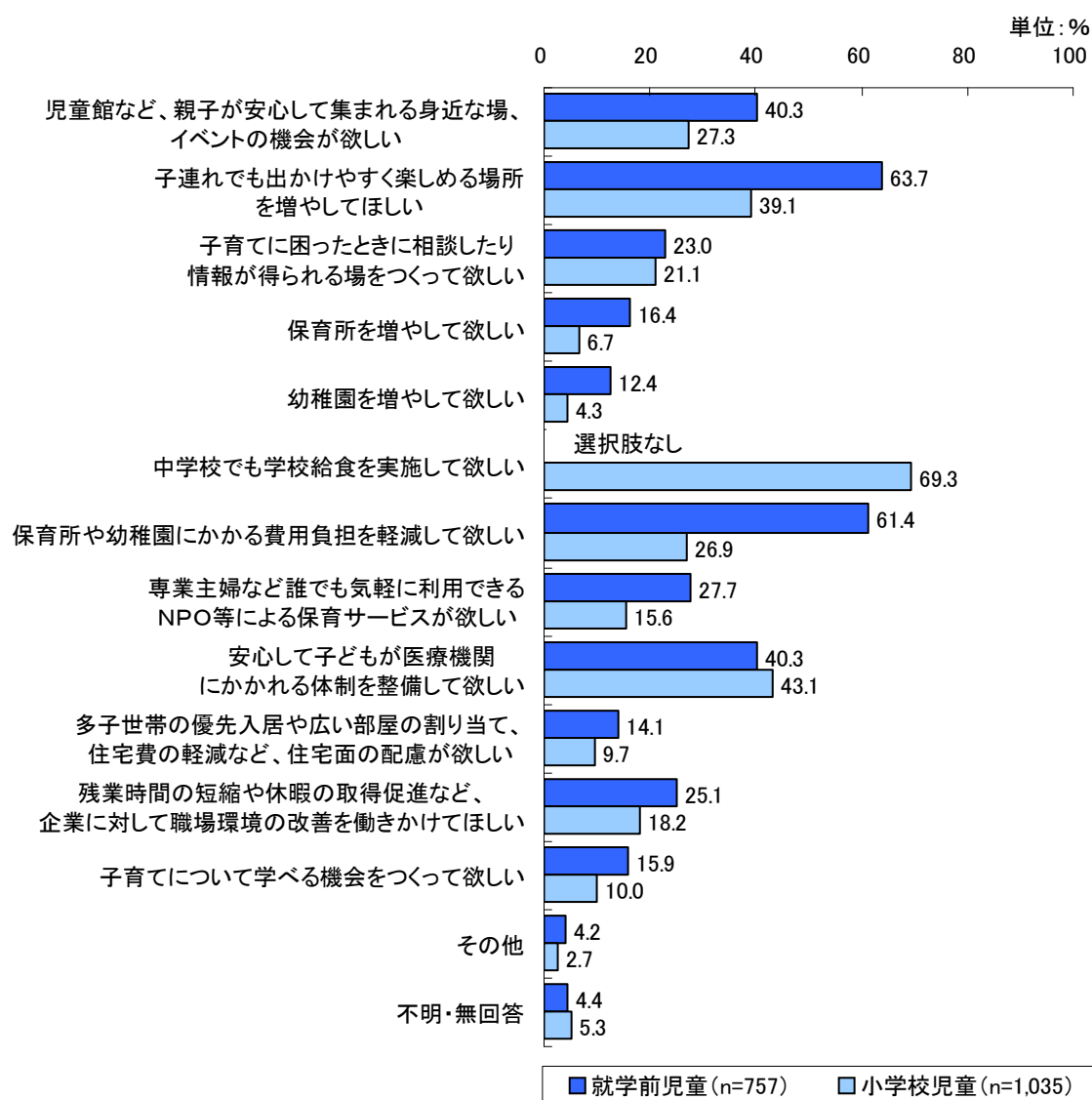
小学校児童では「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が最も高く、次いで「歩道や信号がない通りが多く、安全面で心配があること」となっており、子どもへの犯罪や交通事故などが危惧されています。



⑳ 充実してほしい市の子育て支援施策について【MA】

充実してほしい市の子育て支援施策をみると、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」がそれぞれ6割を超え高くなっています。

小学校児童では「中学校でも学校給食を実施して欲しい」が7割近くと最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」の順となっています。



第3章 計画の基本理念と施策の体系

1. 計画の基本理念

子どもがのびのび暮らせるまち なんとん

— みんなが子育て・子育てにかかわりをもち、子どもを育むまちの実現 —

南丹市では、合併前の旧町において、子ども自身や子育て家庭に対し、さまざまなかたちで支援を行い一定の成果をあげてきました。しかし、近年はさらなる少子化、核家族化の進行や女性の社会進出など、南丹市においても家族や子どもを取り巻く環境が大きく変わりつつあります。

今日、子育てが困難な時代といわれる中で、安心して子どもを生み育てることができ、子ども自身がすこやかな心身の成長を遂げるためには、子育てを取り巻く環境や親が抱える育児不安をすべての人が理解し、地域全体で子どもを育む気運を高め、子育てをする家庭をあたたかく見守り、支えていく環境を整えることが大切です。

本計画では、「子どもがのびのび暮らせるまちは、みんなにとって住みよいまち」であるという認識のもと、地域のすべての人が子育てや子育てにかかわれるよう、意識啓発や環境整備に取り組み、子どものすこやかな成長をみんなで支え、子どもがのびのびと育つまちをめざします。

2. 計画の基本視点

(1) 少子化対策と子どもの人権の尊重の視点

少子化の問題を解決するためには、子育て家庭や子どもだけでなく、家庭をもつ前の若い世代にも目を向ける必要があります。

また、少子化の影響を最も受けるのは子ども自身であるため、子どもが権利の主体であることを認識し、子どもたちの心身のすこやかな成長と安全を保障し、子どもがいきいきと明るく元気に育つまちをめざします。

(2) すべての子どもと家庭への支援の視点

地域全体での支援を念頭においたとしても、子育ての基本になるのはやはり家庭です。家庭での子どもへの接し方や親のあり方は、その子どもの成長にも影響を及ぼすと考えられます。また、男女がともに子育てに責任をもって協力し合うことも大切なこととなるため、家庭を基本とした子育て・子育て支援をめざします。

(3) 社会全体による支援の視点

社会全体で子どもを見守っていくためには、家庭を中心として、友人やサークルの仲間、隣近所といった身近な人、そしてボランティアやNPO、学校、企業、行政といった地域の人々が連携し、ひとつの輪をつくっていくことが必要です。地域の連携と、各団体・機関のそれぞれの活動を通じて、子育てを支援し、子育てへの不安や悩みの解消をめざします。

3. 基本目標

基本目標 1 地域全体で子どもを育むまちづくり

地域の一人ひとりが子育てに協力し、保育所や幼稚園、学校、地域の団体、企業などが子どもの育ちや家庭の子育てをサポートして、社会全体で子どもを育む環境をつくります。

基本目標 2 子育て・子育てを支える仕組みづくり

保育サービスや子育て支援にかかわる各サービスの充実を図るとともに、子育て家庭への支援活動の活性化やネットワークを構築します。

基本目標 3 ゆとりある家庭生活のための対応

子どもが成長する基本となる家庭において、子どもの豊かな育みに支障をきたさず、ゆとりある家庭生活を送ることができるよう、支援します。

基本目標 4 親子の健康づくりの推進

母性並びに乳児や幼児などの健康を確保できるよう、保健、医療、福祉及び教育のそれぞれの分野が連携を図り、親子が健康に過ごせる環境をつくります。

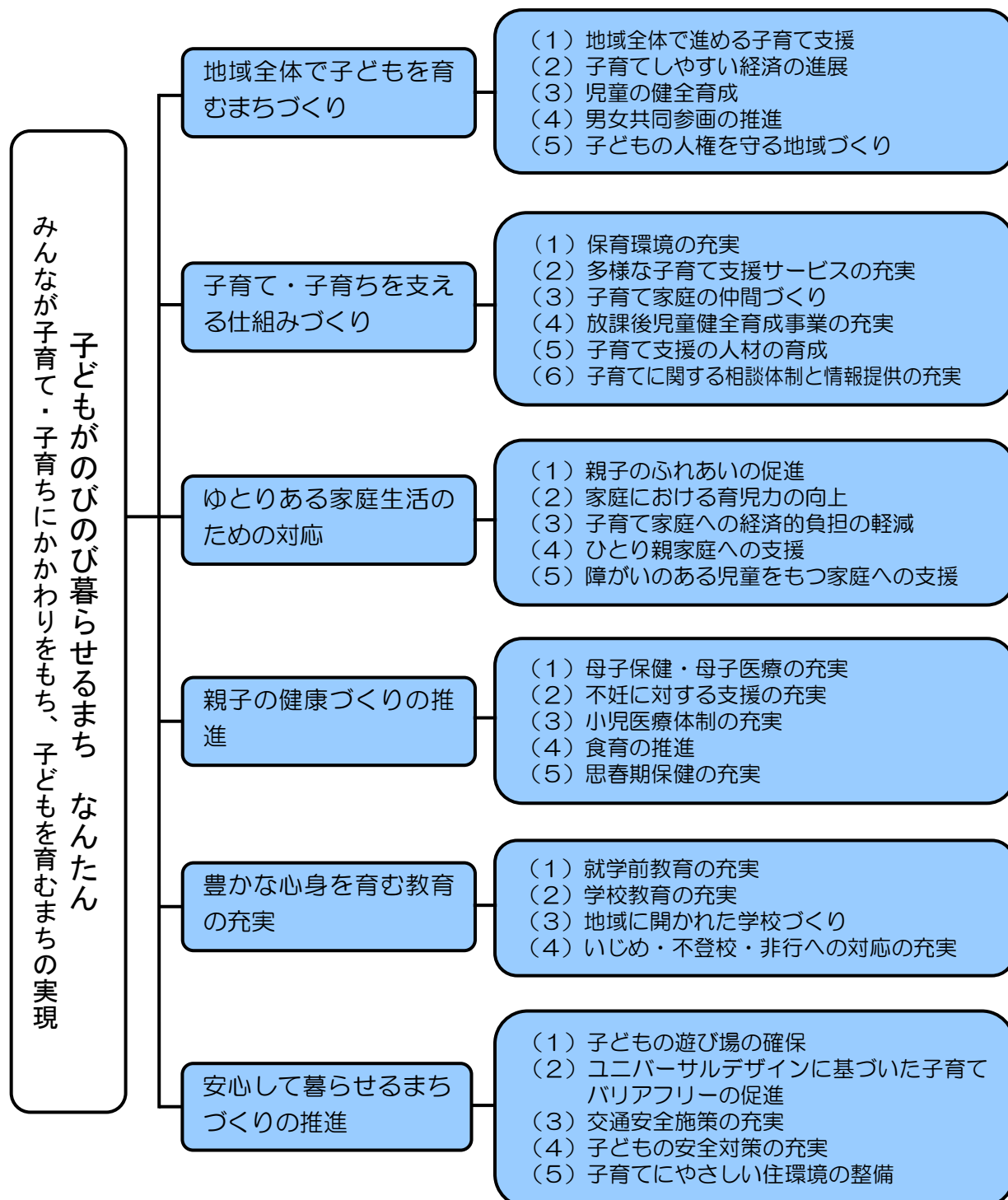
基本目標 5 豊かな心身を育む教育の充実

次世代の親となるべき子どもの「生きる力」と豊かな心を育むことをめざし、教育の充実を図ります。

基本目標 6 安心して暮らせるまちづくりの推進

子どもや子育て家庭をはじめ、誰もが安心して暮らせるまちをめざし、生活住環境に関する施策や、子どもを交通事故や犯罪の被害から守るための施策を充実します。

4. 施策の体系



第4章 施策の展開

1. 地域全体で子どもを育むまちづくり

(1) 地域全体で進める子育て支援

<現状と課題>

少子化、核家族化、都市化など社会構造の変化とともに、子育てに対する不安や悩みなどの増大、親の孤立化などの問題が生じています。また、地域社会が支援して家族と一緒に子育てをするという地域の子育て機能の低下がみられます。

アンケート調査の子育てへの不安感や負担感の有無（P.16）では、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに、「なんとなく不安や負担を感じる」が最も高くなっています。

少子化をはじめとする子どもや子育て家庭を取り巻く問題を市民や企業、地域の団体などが理解し、子育て・子育てをあたたく見守り、協力していけるまちをつくるため、地域における子育て意識を高めるとともに、地域の中での交流を促進していくことが必要です。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
子育ての楽しさの啓発	子育てが楽しいと思うことができるよう、意識の高揚を図るとともに、家庭や地域全体で子育てをしていく気運を高めるため、広報紙などを通じて、啓発に努めます。	福祉事務所
次世代育成支援行動計画の周知	ホームページや広報紙などを通じて、「南丹市次世代育成支援行動計画」の周知に努め、まち全体の子育て支援に対する意識を高めます。	福祉事務所
企業への仕事と子育ての両立支援に向けた啓発	企業に向けても「南丹市次世代育成支援行動計画」を周知し、企業における幅広い子育て支援制度の実施に向けて啓発します。	福祉事務所 企画情報課
活動施設・拠点の確保	子どもや子育てにかかわる活動の機会の充実を図るため、すこやかセンターをはじめ、保育所や幼稚園、小・中学校、児童館、公民館など身近な施設、さらには空き教室の有効な活用方法を検討します。	福祉事務所 教育委員会

(2) 子育てしやすい経済の進展

<現状と課題>

少子化は、晩婚化や未婚率の上昇に加えて、夫婦の出生力の低下が主な要因となっています。このため、生まれてくる子ども自身や子育て家庭だけでなく、若い世代への支援も視野に入れ、若い世代にとって住みやすい環境づくりを推進することも必要です。

アンケート調査の子育てするうえで、不安に思っていることや悩みの内容(P.17)をみると、「子育てで出費がかさむ」「自分の自由な時間が持てない」との回答が多くみられ、子育てに対する経済的、精神的負担や時間的な拘束による負担などが大きくなっていることがうかがえます。

こうした中、子育てへの経済的支援だけでなく、若い世代が仕事をもち、定住していくための支援にも努め、子どもを生み育てやすい環境づくりを多面的に進めていくことが必要です。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
若い世代への就職支援	若年労働者や学卒未就職者を対象に、セミナーなどを通じて、就職支援に努めます。	教育委員会 福祉事務所
魅力あるまちづくりと雇用の創出	大学などの教育研究機関と連携し、地域資源などを活用したまちをつくるとともに、産業を創出するための取り組みを検討します。	企画情報課
若者定住施策の充実	子育てに重要な役割をもつ地域コミュニティの活性化を図るため、若者定住の促進に向けて、若者定住促進奨励金などを検討します。	土木建築課
若者夫婦向け住宅供給の促進	定住を希望する若者の意向やUターン者の動向を把握し、特に若者夫婦を対象にした住宅などの整備について検討します。	土木建築課
定住促進に向けた情報の発信	若者の定住促進に向けて、ホームページや広報紙などを活用し、住宅に関する情報やまちの情報などを発信します。	土木建築課

（３）児童の健全育成

＜現状と課題＞

子どもの学習や活動の拠点となるべき施設の整備、また、地域活動への参加は、子どもの健全育成に欠かせません。特に児童館や公民館、図書館などの施設は、子どもの居場所として、その必要性が高まっています。

アンケート調査をみると、小学生の子どもがよく利用する公共施設（P.27）では、「図書館」が最も多く、次いで「公園」となっています。また、小学生の子どもが参加したことがある、もしくは今後参加させたい地域活動やグループ活動の種類（P.27）では、「スポーツ活動」が最も高く、次いで「子ども会等の青少年団体活動」となっています。今後も、地域のスポーツ活動や青少年子育て委員会などへの教職員の参加を促進し、事業の充実を図る必要があります。

また、子どもたちが豊かな心を育てていくためには、自然とのふれあい、異文化との交流、地域とのつながりなど、子どもの成長段階に応じたさまざまな体験・交流活動を行っていくことが大切です。このような活動は自分の生まれたまちのことを知り、理解を深める機会ともなります。市内のさまざまな地域資源を有効に活用し、ふるさと意識を育みながら、児童の健全育成を推進していくことが求められています。

一方、関係機関などが連携しながら、次代を担う子どもたちを健全に育てていくための環境整備が求められています。南丹市では、社会環境浄化推進委員などによる有害図書類・玩具刃物類・レンタルビデオ店などの立ち入り調査をはじめ、保護司・人権擁護委員などによる「社会を明るくする運動」を通じて啓発活動を行っています。今後も地域の関係機関や団体などと連携しながら、有害環境対策に取り組むことが大切です。

＜施策の方向＞

項 目	内 容	担当課
図書館事業の充実	各図書館事業の充実に努め、子どもが本に親しめる環境づくりを進めます。	教育委員会
読書活動の推進	読書を通じた、子どもの豊かな感性や創造力、また、正しい読解力や表現力の育成をめざします。	教育委員会
児童館機能の拡充	子どもたちの遊びや活動の拠点となる児童館の機能の拡充を図ります。	教育委員会
公民館活動の充実	各地区の公民館での体験活動の充実や施設整備を進め、より気軽に利用される公民館をめざします。	教育委員会
教育集会所の活用	青少年を地域社会全体で育めるよう、また、青少年の居場所づくりを検討するため、施設の有効活用を進めます。	教育委員会
国際交流事業の推進	姉妹都市交流などの国際的な活動を推進し、子どもが異文化にふれる機会づくりに努めます。	企画情報課 教育委員会

項 目	内 容	担当課
自然学習の推進	自然や文化などの資源をいかしながら、自然と親しみ、学習できる体験学習活動を推進します。	教育委員会
世代間交流の推進	子どもたちが高齢者などの異世代とふれあう機会の提供や、地域の行事などに参加できる取り組みを推進します。	教育委員会
スポーツ活動の充実・参加促進	スポーツを身近に親しめるよう、子どもや親子で参加できるスポーツ活動の充実・提供に努めます。また、それらの事業を広く普及させ、活動の参加促進を図ります。	教育委員会
子ども会活動への支援	子ども会活動を支援し、地域と子どもとのつながりを強め、子どもの健全育成を促進するとともに、地域の教育力の向上をめざします。	教育委員会
教職員の地域活動への参加の促進	地域における子どもを対象にした行事などへの教職員の積極的な参加を呼びかけ、参加の促進を図ります。	教育委員会
地域の指導者の育成	文化活動や地域の体験活動、スポーツ活動など、各種の地域の事業における指導者の育成に努めます。	教育委員会
有害環境対策の充実	地域の機関や団体などと連携し、有害図書類・玩具刃物類などに対する自主的措置をとってもらうよう、働きかけるとともに、児童生徒への啓発活動を推進します。	市民課 教育委員会

（４）男女共同参画の推進

<現状と課題>

多くの職場において、子育てと仕事は両立しづらいものとされています。子育てしながら仕事をする、あるいは子育て後に同じ職場・仕事への復帰を希望しても、企業側の理解や所得の保障が得られないなど、さまざまな問題があります。

アンケート調査をみると、仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じること（P.19）としては、「子どもと接する時間が少ない」との回答が就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに3割程度みられます。子どもとふれあう家庭の時間よりも、仕事を優先する、またはそうせざるをえない状況があることがうかがえます。子育てと仕事が両立できる環境づくりには、まず雇用主である企業側の理解と協力が不可欠となっています。

また、アンケート調査の仕事と子育てを両立するうえで必要なこと（P.20）をみると、「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」が就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに5割を超え、高くなっています。さらに、父親の育児参加がみられる人ほど、育児を楽しんでいると感じたり、育児への不安感や負担感も少なくなっており、父親の育児や家事への参加を促進していくことが必要です。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
仕事と子育ての両立の推進	仕事と子育てが両立できる社会づくりのために、事業所や労働者を対象とした講座、セミナー、相談などを行い、職場における子育て意識の高揚に努めます。	福祉事務所 企画情報課
男女共同参画の推進	企業や事業所に対して、男女均等な採用選考や職場における女性差別の禁止、女性労働者の能力発揮のための積極的な取り組みなどの推進を啓発します。	企画情報課
企業への仕事と子育ての両立支援に向けた啓発【再掲】	企業に向けても「南丹市次世代育成支援行動計画」を周知し、企業における幅広い子育て支援制度の実施に向けて啓発します。	福祉事務所 企画情報課
育児休業の取得促進	育児休業の取得促進について、関係機関と連携しながら、さまざまな機会と媒体を通じて制度の定着活用を進めます。	福祉事務所 企画情報課
育児中の業務の軽減	仕事優先の企業風土を見直すため、労働時間の短縮や柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行います。	福祉事務所 企画情報課
再就職の支援	出産後や子育て後の女性の再就職を支援するために、技術講習、職業訓練や雇用情報の提供などを行い、中小企業と連携した雇用促進を図ります。	福祉事務所 企画情報課
男女共同参画意識の向上	家庭における男女共同参画を促進するため、育児や介護などの家庭的責任を男女が対等な立場で果たしていくよう、啓発活動に努めます。	企画情報課
父親の育児参加の促進	父親対象の育児教室や家庭教育学級など、男性の育児参加の意識を高めていく事業の実施を検討します。また、開催する際には、参加しやすい内容、時間・日程の設定などに配慮します。	福祉事務所 教育委員会 健康課 企画情報課
父親と子どもの交流機会の推進	父親と子どもが一緒に参加できるイベントや野外活動を開催し、交流機会の推進に努めます。	福祉事務所 教育委員会 健康課 企画情報課

(5) 子どもの人権を守る地域づくり

＜現状と課題＞

現代社会においては、子どもを狙った犯罪や児童虐待など、子どもの安全を脅かす問題が多くなっています。そのような危険をなくし、子ども自身が尊重され、安全に過ごせる環境を整備することが求められています。

特に児童虐待は子どもの心身に重大な影響を与えるため、各関係機関が連携し、早期発見、

早期対応することが不可欠となっています。

アンケート調査の子育てするうえで、日頃心配していることや気になること（P.18）をみると、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが就学前児童の保護者で 39.5%、小学校児童の保護者で 30.3%となっています。また、「子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまうこと」が就学前児童の保護者で 9.8%、小学校児童の保護者で 4.7%となっています。核家族化や少子化が進む中、子育てへの不安やストレスを解消できるよう、子育て中の母親などが集まり、相談などができる子育てサロンの機能強化などが求められています。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
子どもの人権の尊重	子どもの人権が尊重される社会になるよう、さまざまな機会や媒体を通じて人権や子どもの権利に対する正しい理解を深めます。	企画情報課
「子どもの人権 110 番」の周知	京都府人権擁護委員連合会の電話相談の周知に努め、いじめ・体罰・不登校・児童虐待などの子どもの人権にかかわる問題の解消に努めます。	教育委員会 市民課
児童虐待についての知識の普及	保護者が子育ての悩みを抱え込むことがないように、相談窓口の情報提供に努めるとともに、周囲に対しても要保護児童に関する通告義務などについて普及啓発に努めます。	福祉事務所
関係機関における早期発見	保健センターの健診時をはじめ、保育所や幼稚園、学校などの関係機関において、見守りなどによる虐待の早期発見・早期対応に努めます。	健康課 福祉事務所 教育委員会
専門的な相談体制の充実	虐待を未然防止するため、保健センターにおける専門的人材（臨床心理士、言語聴覚士、医師など）によるきめ細かな相談を継続して実施し、充実に努めます。	健康課
児童虐待防止ネットワークの強化	子どもへの虐待に対して、適切かつ早期の対応を図るため、今後も保健・医療・福祉・教育などの関係機関と地域との連携をより一層強化し、児童虐待の防止に努めます。	福祉事務所 健康課 教育委員会
家庭児童相談窓口の設置	児童虐待などの問題に対し、相談窓口を設置し、児童相談所などと連携しながら、子どもや家庭の問題に対する適切な支援に努めます。	福祉事務所
子育てサロン活動の充実	保護者の不安やストレスを解消できるよう、地区の公民館や高齢者のサロンなどを活用しつつ、子育てサロンを開催し、保護者同士の交流機会の充実に努めます。	福祉事務所

2. 子育て・子育てを支える仕組みづくり

(1) 保育環境の充実

<現状と課題>

女性の社会進出による共働き家庭の増加や核家族化の進行を背景とし、近年の保育ニーズはますます増大しています。こうした子育てを取り巻く環境の変化などにより、多面的な子育て支援策が求められる中、保護者の就労形態などだけで子どもの育成環境を区分する仕組みでは、多種多様なニーズに応えることが困難となっています。

本市では、保育所と幼稚園を併設した幼児学園を2か所で実施しています。今後も国の動向を見据えながら、状況に応じて認定子ども園などの整備を検討していくことが必要です。

また、共働き家庭が増加する中、保育所や幼児学園が担う役割はますます増大していくと思われます。今後、子どもたちの社会性や自主性を育む場所としても、保育所や幼児学園の環境をさらに充実させ、豊かなものにしていけることが大切です。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
就学前教育・保育のあり方に関する協議会の推進	幼稚園や保育所と幼稚園を一体化した総合施設である認定子ども園の実施などを検討するため、幼稚園・保育所のあり方についての協議会を立ち上げ、協議します。	福祉事務所 教育委員会
保育所施設の整備	安全性と快適性を確保するとともに、近年の保育需要の増加にも十分対応できるよう、保育施設や設備の整備を図ります。	福祉事務所
保育・教育内容の充実	基本的な生活習慣の指導や、友だちとの遊び、子どもの興味や好奇心に基づいた活動を通じ、子どもの自主性、社会性の形成を支援し、人間形成の基礎となる豊かな心の育成に努めます。	福祉事務所 教育委員会
保育士・教諭の資質向上	保育士・教諭の確保を図り、園児数に対応した適正な配置を行うとともに、研修機会を充実させ、保育士・教諭の資質向上に努めます。	福祉事務所 教育委員会
保育所における第三者評価の検討	公正・中立的に保育所運営を客観的に評価できるよう、第三者評価の導入を検討します。	福祉事務所

（２）多様な子育て支援サービスの充実

＜現状と課題＞

近年、子育て家庭のライフスタイルや価値観の変化にともない、保育ニーズは多様化しています。本市では通常保育以外に、低年齢児保育・時間外保育、一時保育（非定型保育サービス事業、緊急保育サービス事業、育児リフレッシュ支援事業など）を実施しており、その利用者は増加傾向にあります。しかし、一時保育については、利用対象要件が保護者の疾病、出産、事故、あるいは介護、看病などのやむを得ない理由の場合のみとなっており、保護者のニーズに答えきれていないという現状もあります。今後も休日保育や夜間保育、トワイライトステイ事業やショートステイ事業などの実施を検討し、より一層の保育サービスの充実を図ることが求められています。また、近年、出生数が減少しており、今後も子ども数の減少が予測されます。こうした中、保育サービスの量的充実が困難な地区もでてきているため、今後はサービスの量だけでなく、質の向上にも努めていくことが必要です。

一方、支援を要する児童に関しては、保健師と連携しながら入所を勧奨していますが、年々増大している低年齢児童の保育ニーズに対して、保育所の受け入れ体制が追いつかない状況です。今後は居宅児童の状況の把握に努め、０歳児保育の充実を図るとともに、応急的な対策を講じることが必要です。

＜施策の方向＞

項 目	内 容	担当課
低年齢児保育の充実	ニーズの多い低年齢児保育の充実を図り、保護者の仕事と子育ての両立への支援を図ります。	福祉事務所
延長保育の充実	保護者の残業や通勤時間に対応した延長保育を継続して実施し、充実に努めます。	福祉事務所
一時保育の充実	保護者の緊急時や育児疲れなどに対応した一時保育を継続して実施し、充実に努めます。	福祉事務所
病後児保育の実施検討	子どもが病気回復期（病気中も含む）で、集団保育などができない場合に利用できる病後児保育事業の実施を検討します。	福祉事務所
休日保育の実施検討	都市部と山間部での地域性を考慮しながら、日曜・祝日に保護者の勤務などにより、保護者が休日に面倒をみるできない子どもを保育所などにおいて保育する休日保育の実施を検討します。	福祉事務所
夜間保育の実施検討	都市部と山間部での地域性を考慮しながら、夜間、保護者の就労などにより子どもの面倒をみられない場合に、保育所などで夜間に保育する夜間保育の実施を検討します。	福祉事務所

項 目	内 容	担当課
トワイライトステイ事業の実施検討	保護者の残業などにより、児童福祉施設などで保護者に代わって子どもの生活指導や食事を提供するトワイライトステイ事業の実施を検討します。	福祉事務所
ショートステイ事業の実施検討	保護者の疾病、出産、突発的な残業などの理由で子どもの養育が一時的に困難となった場合などに利用できるショートステイ事業の実施を検討します。	福祉事務所
特定保育事業の充実	保護者のパート就労などで、一定程度の日時（週に2、3日程度または午前か午後のみなど）に子どもを保育する、特定保育事業を充実します。	福祉事務所
保育対策等促進事業の推進	保護者の就労形態の多様化や疾病などによる緊急時の保育の需要に対応し、乳幼児の福祉の増進と親の育児に対する負担の軽減を図るため、保育対策等促進事業を今後も推進します。	福祉事務所
子育てサポーター派遣制度	妊娠婦期から義務教育終了までの子育て期にある家庭で、育児疲れや子育てなどが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して子どもの世話や家事などの必要な支援を行い、すこやかな子どもの成長を支援する子育てサポーター派遣制度の充実に努めます。	福祉事務所
家庭支援職員の配置	家庭支援職員の配置によって、よりきめ細かな支援体制の充実に努めます。	福祉事務所
未就園の子どもとその保護者に対する支援の充実	未就園の子どもとその保護者に対し、相互交流の場を提供します。	福祉事務所
ファミリーサポートセンター設置の検討	地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う事業であるファミリーサポートセンターの設置を検討します。	福祉事務所
0歳児保育の充実	平成19年度より実施する0歳児保育を今後も充実し、保護者のニーズに対応します。	福祉事務所

(3) 子育て家庭の仲間づくり

<現状と課題>

近年、核家族化の進行や父親の長時間労働などで、母親が育児不安を抱く傾向が増えています。子どもと2人きりで周囲から隔絶されて1日を過ごす「育児の孤立化」が問題となっており、専業主婦（夫）の家庭などに対し、保護者同士の交流機会が求められています。

アンケート調査の子育てに関するサークルなど自主的な活動への参加状況(P.26)をみると、就学前児童の保護者では「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が50.5%と、参加意向が高くなっています。

今後、子育ての仲間づくりを行い、その中から芽生える自主的な活動をさらに活発化させていくことで、新たな子育ての輪をつくっていくことが期待されます。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
子育てすこやかセンターの充実	子育て支援の拠点である子育てすこやかセンターで実施している「子育てサロン」や「子育て広場」などの機能をいかし、子ども同士、保護者同士の交流を促進します。	福祉事務所
子育てサークルへの支援	自主的に活動する子育てサークルなどに対し、子育てすこやかセンターや幼児学園といった場所の提供などの支援に努めます。また、高齢者を対象としたサークルなどと連携し、サークルの充実を図ります。	福祉事務所
子育てサロン活動の充実【再掲】	保護者の不安やストレスを解消できるよう、地区の公民館や高齢者のサロンなどを活用しつつ、子育てサロンを開催し、保護者同士の交流機会の充実に努めます。	福祉事務所
保健センターにおける保護者交流の拡充	保健センターでの母親教室や各種健診、育児相談に交流の場としての機能をもたせ、保護者同士の仲間づくりや情報交換の場として、さらなる充実に努めます。	健康課
ママリフレッシュ事業の推進	子育て中の母親のリフレッシュや母親同士の交流を通じた仲間づくりを促進し、子育て家庭を支援します。	福祉事務所
つどいの広場の充実	親とその子どもが気軽に集い、交流を図ったり、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場の充実に努めます。	福祉事務所
子育てすこやかセンター（子育て支援センター）の設置	子育て情報の提供や仲間づくり、学習機会の提供など、総合的な子育て支援の拠点として、子育てすこやかセンター（子育て支援センター）の設置を検討します。	福祉事務所

（４）放課後児童健全育成事業の充実

<現状と課題>

共働き家庭が増加している中、放課後児童の居場所づくりが求められています。

本市では放課後、小学校低学年児童の預かり保育を行っており、昼間家庭に保護者のいない小学校低学年の児童が安心して生活できるよう、環境の整備に努めています。近年では母親の就労や核家族家庭の増加により、放課後児童クラブへのニーズは高まっており、より一層の充実が期待されています。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
放課後児童クラブの充実	子どもの社会性や協調性の育成、学年を越えた友だちづくりの場として、充実した時間を過ごすことができるよう、快適な遊び、学びの機会の提供に努めます。	教育委員会 福祉事務所
放課後子どもプラン事業の検討	国の動向をふまえながら、放課後子どもプラン事業の実施を検討します。	教育委員会 福祉事務所
施設の整備促進	放課後児童クラブを実施している公的施設において、子どもが安心して過ごすことができるよう環境の整備に努めるとともに、他施設での実施も検討します。	教育委員会 福祉事務所
放課後児童クラブにおける指導員の充実	ボランティアなどの協力を得ながら、適正な指導員の配置と資質の向上に努めます。	教育委員会 福祉事務所

（５）子育て支援の人材の育成

<現状と課題>

地域で子育てを支援していくためには、幅広い人材の確保・育成が必要となっています。また、少子高齢化が進行する中、シルバー世代の知識や経験を今の子育て世代へ伝えることも大切です。異世代間交流を行うことで、子どもの豊かな心の育みや、若い保護者との交流による地域の活性化などの効果も期待できます。今後、このようなシルバー世代も含め、より積極的に地域人材の力を子育て支援にいかしていくことが大切です。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
子育てサポーター養成事業の推進	子育てサポーターや子育てリーダーの育成に努めます。	福祉事務所
子育てボランティアの育成	子育てボランティアや地域活動を行うボランティア、活動の中心的役割を果たすリーダーの確保・育成を図ります。特に子育て経験者、高齢者などの知識や経験を積極的にいかしていきます。	福祉事務所
子育てに関するNPOの育成	地域の人材をいかした子育て支援をめざして、子育てに関するNPOの育成に努めます。	福祉事務所
子育てボランティアへの支援	自主的な子育てボランティアグループについて、場所の提供などの支援を行い、地域での子育て支援活動を促進します。	福祉事務所

（６）子育てに関する相談体制と情報提供の充実

＜現状と課題＞

育児の孤立化が進み、育児への不安感が増す中、育児不安の解消に向けて相談体制や情報提供の充実を図ることが求められています。

アンケート調査の子育てに関する悩みや不安の相談相手（P.21）をみると、「配偶者・パートナー」「その他の親族（親、きょうだいなど）」「隣近所の人、地域の知人、友人」などの身近な人が相談相手であり、子育てに関する情報の入手先（P.22）では「隣近所の人、地域の知人、友人」「親族（親、きょうだいなど）」など、いわゆる口コミによる情報が多くなっています。

一方、仕事と子育てを両立するうえで必要なこと（P.20）では、「市役所や市の機関などからの保育所やサービス等に関する情報提供」との回答が就学前児童の保護者で4割近くみられ、公的な情報が求められています。

今後、身近な人たちによる相談や情報提供だけでなく、より確かで専門的であり、伝わりやすい相談・情報提供体制の整備も必要です。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
相談体制の確立	各機関において、出産や育児不安から、子どもの成長、発達、行動、しつけなど、養育上のさまざまな問題、心配ごとについての相談を行います。	福祉事務所
子育てすこやかセンター相談窓口	相談窓口開設時間の弾力化と指導員の資質向上に努め、よりきめ細かな指導を行える体制を整備します。また、CATVなどを活用して、子育て支援サービスや各種の情報提供に努めます。	福祉事務所

項 目	内 容	担当課
専門的な相談体制の充実【再掲】	虐待を未然防止するため、保健センターにおける専門的人材（臨床心理士、言語聴覚士、医師など）によるきめ細かな相談を継続して実施し、充実に努めます。	健康課
心の健康相談の充実	臨床心理士による「心の健康相談」を通じて、乳幼児を抱える保護者から学童・思春期の子どもを抱える保護者、障がいのある児童を抱える保護者などの不安を軽減するため、相談枠の拡大を検討するなど、事業の充実に図ります。	福祉事務所 健康課
保育所、幼稚園、学校における相談体制の充実	保育所や幼稚園での子育て相談や学校における教育相談など、身近な機関において気軽に相談できる体制づくりに努めます。	福祉事務所 教育委員会
地域における相談体制の充実	地域で経験豊かな人々やボランティアによる相談体制づくりに努めます。	福祉事務所
情報提供体制の整備	子育て支援サービスや各種の情報を集約した情報誌の作成、インターネットによるタイムリーな情報掲載など、あらゆる媒体を通じて子育て支援情報を提供し、子育ての不安、負担の軽減を図ります。	福祉事務所

3. ゆとりある家庭生活のための対応

(1) 親子のふれあいの促進

<現状と課題>

子どもをすこやかに育てていくためには何よりも親子でのふれあい大切です。しかし、共働き家庭などでは、子どもと接する時間が少なくなっている現状があり、アンケート調査でも仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じること（P.19）として「子どもと接する時間が少ない」との回答が多くあがっています。日常生活における親子のコミュニケーションを大切にするとともに、親子で行える遊びや体操などについての情報を提供するなど、親子のふれあいを大切にする意識を高め、参加したいと思える活動機会をつくる必要があります。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
親子のふれあい活動の充実	親子で交流をもてる機会づくりの充実に努めるとともに、体験活動などへの親子での参加を呼びかけるなど、親子のふれあいを推進します。	福祉事務所

(2) 家庭における育児力の向上

<現状と課題>

近年、家庭の育児力の低下が叫ばれており、子育てに自信がもてない、また、子育てに不安や負担を感じている保護者が増えています。アンケート調査（P.18）では、子育てに関して「子どもの教育（学力や進路など）に関すること」や「子どもを叱りすぎているような気がする」とを心配ごととしてあげる保護者が多く、子どもの教育やしつけに関する悩みが多くなっています。あらためて家庭における教育・しつけについて考え、学ぶ機会が必要となっています。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
子育て講演会などの実施	家庭の育児力向上のため、子育て講演会やセミナーなどの実施を通じて、子育てのあり方やしつけについての啓発に努めます。	福祉事務所
母親教室・健診などを利用した啓発	母親教室や、保護者が足を運ぶ機会の多い健診時に、子育てや家庭教育についての啓発に努めます。	健康課

項 目	内 容	担当課
保育所・幼稚園・学校での子育て相談の実施	保育所や幼稚園、学校において、子育て、教育についての相談を行い、教育やしつけについての指導や助言を行います。	福祉事務所 教育委員会
主任児童委員、民生児童委員との連携	市内の親子の様子を把握し、家庭教育の啓発を行うため、さまざまな機会を通じて主任児童委員、民生児童委員との連携を図ります。	福祉事務所

（３）子育て家庭への経済的負担の軽減

＜現状と課題＞

子育て家庭にとって、医療費や教育費などの経済的負担は大きな問題となっています。アンケート調査の子育てするうえで、不安に思っていることや悩みの内容（P.17）をみると、「子育てで出費がかさむ」との回答が最も多く、子育てによる経済的負担が大きくなっていることがうかがえます。

本市では、旧町で実施していた子育てに関する助成金制度である「すこやか子育て医療費助成制度」「すこやか手当制度」「子宝祝金制度」「入学祝金制度」「チャイルドシート購入助成金制度」を全市的に実施しています。アンケート調査（P.12～15）をみると、これらの助成金制度の認知度、利用度は高く、さらに8割以上の人々が満足している状況です。今後、これらの制度を継続し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図っていくことが大切です。

また、アンケート調査の充実してほしい市の子育て支援施策（P.30）をみると、就学前児童の保護者の6割が「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」と回答しています。近年は共働き家庭の増加による保育サービスの利用負担、高学歴化の進行にともなう教育費の増大などにより、子育てコストは増加の一途をたどっています。このような経済面の負担感は、少子化の大きな原因にもなっていることから、子育て家庭に対し、子どもの養育費・教育費などに対する支援・軽減策の充実も求められています。

＜施策の方向＞

項 目	内 容	担当課
すこやか子育て医療費の助成	南丹市の各地区に1年以上居住している人で、小学校入学から高等学校終了までの児童の入院、通院に要した保険診療分の医療費について助成します。	市民課
すこやか手当の支給	南丹市の各地区に3年以上居住している人で、5歳未満の児童を養育している人に支給します。	福祉事務所
子宝祝金の支給	南丹市の各地区に3年以上居住している人で、児童を出産、養育する保護者に対し、その児童のすこやかな成長を願って祝金を支給します。	福祉事務所

項 目	内 容	担当課
入学祝金の支給	南丹市の各地区に3年以上居住している人で、小・中学校に入学する児童を養育している人に支給します。	福祉事務所
チャイルドシート購入助成金の支給	南丹市に居住しており、6歳未満の乳幼児を養育する家族に対して、チャイルドシートの購入代金を助成します。	福祉事務所
児童手当の支給	小学校終了までの児童を養育している人に支給します。 (ただし、一定の所得制限があります)	福祉事務所
児童扶養手当の支給	18歳未満の児童（障がいのある児童については20歳未満）で父親が重度障がいのある人、もしくはいない人に支給します。(母または児童が公的年金などを受給できる場合や、児童が児童福祉施設などに入所している場合を除きます)	福祉事務所
特別児童扶養手当の支給	20歳未満の児童で心身に障がいがある人の親に支給します。(児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる場合、児童福祉施設などに入所している場合を除きます)	福祉事務所
乳幼児医療費の助成	就学前の乳幼児の入院、通院に要した保険診療分の医療費について助成します。	市民課
不妊治療助成金の支給	子どもを希望しながら不妊症のために子どもに恵まれない夫婦に対して、経済的負担の軽減を図ることを目的とし、不妊治療に要する経費の一部を助成します。	健康課
要保護・準要保護児童生徒援助費の支給	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、新入学用品費、学用品費、給食費、修学旅行費、医療費（法律で認められた病気、う歯など）などの援助を行います。	教育委員会
特殊教育就学奨励費の支給	小中学校の特別支援学級の就学の事情を考慮して、その就学にかかる保護者負担を軽減するため、奨励費の支給を行います。	教育委員会

（４）ひとり親家庭への支援

<現状と課題>

近年、結婚や家庭に対する考え方の変化を背景に、ひとり親家庭は増加の傾向にあります。特に小さな子どもをもつひとり親家庭では、家事・育児をはじめ、生活全般にわたっての負担や経済面での問題も大きくなっており、生活の安定や自立へ向けた支援が求められています。

≪施策の方向≫

項 目	内 容	担当課
交流機会の充実	民生児童委員協議会と母子寡婦福祉会との交流事業を実施するなど、交流機会の充実に努めます。	福祉事務所
相談体制の確立	民生児童委員、母子自立支援員との連携を強化し、ひとり親家庭に対する相談体制を強化します。	福祉事務所
保育所の優先入所の実施	ひとり親家庭について、保育所の優先的な入所を行います。	福祉事務所
経済的支援の充実	各種手当の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭の経済的な負担を軽減します。	福祉事務所
母子・父子会の育成	母子・父子会を育成し、会員の相互扶助により生活を安定向上させられるような支援に努めます。	福祉事務所

（５）障がいのある児童をもつ家庭への支援

<現状と課題>

障がいや発達に遅れのある子どもをもつ家庭では、子育てについて多くの悩みと不安を抱えています。このような家庭への支援については、「障がいのあるなしにかかわらず、誰もが分け隔てられることなく、普通の生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づいて進めなければなりません。

近年、身体障がい、知的障がいに加え、学習障がい（ＬＤ）や注意欠陥／多動性障がい（ＡＤＨＤ）なども増加しています。これらの発達障がいもさらに複雑化しており、発達障がいのある子どもについては保護者の認識も含め、理解されにくい部分があります。一人ひとりの障がいに応じた、きめ細かな支援が必要となっています。

本市では、発達障がいへの支援として、幼児健診に臨床心理士を配置しています。また、そのフォローとして各支所単位に臨床心理士による発達相談、市内全域を対象として医師、言語聴覚士の相談事業、小集団の遊びの教室を行っていますが、利用者が増加し、即時の対応ができないことから、事業の拡大や人材を確保し、事業の充実を図ることが必要となっています。

一方、教育的支援としては、市内各校において短期・中期・長期の展望をもち、個に応じた特別支援教育を実施しています。さらに、通級指導教育を開設する学校は３校あり、該当する子どもの教育相談や教育指導を実施しています。今後も、発達障がいなどへの理解を深め、特

別支援教育などを推進し、障がいのある児童への施策を充実することが大切です。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
障がいの早期発見・療育指導の推進	健診などを通じ、発達の遅れまたはその疑いのある乳幼児の早期発見に努めるとともに、その後の適切な療育につなげることができるよう、臨床心理士などの専門職や関係機関との連携を強化します。	健康課
療育体制の充実	療育教室などと連携しながら、障がいのある子どもやその家族に対する相談支援などを充実します。	健康課
専門的育児支援事業の充実	医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士などによる相談や指導を行い、発達に課題がある子どもや育児不安のある保護者に対し、個々に応じた適切な支援に努め、課題の早期発見、早期療育につなげられるよう、人員の確保などに努め、事業の充実を図ります。	健康課
相談体制の整備	障がいのある児童をもつ保護者が気軽に相談できるよう、市内療育施設や特別支援教育センター的な役割を担う丹波養護学校、福祉機関などと連携し、相談体制の整備に努めます。	健康課 福祉事務所
障害児保育の充実	障害児保育特別事業を通じて、保育士の加配や障害児保育を行うために必要となる設備の整備などへの助成を行うなど、障害児保育の充実に努めます。	福祉事務所
特別支援教育の充実	障がいのある子どもの実態に応じた教育内容の検討を行うとともに、教職員などの加配を行うなど、障がいの種別に応じた適切な指導内容・方法の改善・充実に努めます。また、市就学前指導委員会と連携しながら、教職員の研修や、地域啓発により、充実を図ります。	教育委員会
放課後児童クラブにおける支援	放課後児童クラブにおける発達障がいなどのある子どもの受け入れに向け、検討を進めます。	教育委員会 福祉事務所
交流機会の充実	障がいのある子どもも、自然体験やスポーツ活動を通じて子ども同士や地域とのふれあいが行えるよう、交流の場の充実に努めます。	教育委員会 福祉事務所
経済的支援の充実	障がいのある子どもやその家族のより安定した生活を保障するため、各種手当の支給や医療費の助成を行います。	福祉事務所

4. 親子の健康づくりの推進

(1) 母子保健・母子医療の充実

<現状と課題>

母子の健康づくりは、生涯を通じて健康な生活を送り、また、子どもをすこやかに生み育てるための基本となっています。しかし、母子を取り巻く環境は急激に変化しており、育児不安や児童虐待などが増える中、訪問指導などを含めた妊産婦の不安を解消する相談体制づくりや、子どもの健康を保持するための各種健診の充実、さらにそれらの一体的な取り組みが必要とされています。

妊娠期には、「母子健康カード」を作成し、個々のケースに継続した対応を実施しています。

訪問事業では、乳児健診までの全戸訪問を基本とし、その後は必要に応じて保健師・栄養士が訪問しています。

乳幼児健診は、各保健センターにおいて実施しており、90%以上の受診率となっています。また、各健診では小児科医・歯科医師・臨床（発達）心理士などによる専門的な相談体制を整え、事業の充実を図っています。

健診の結果をみると、乳児期には受診者の30%程度に経過観察や要精検・管理中のケースがみられ、さらに幼児健診では受診者の40%程度に経過観察や要精検・管理中のケースがみられます。こうした現状をふまえ、健診の重要性を啓発するとともに、関係機関と連携しながら、未受診者などへの参加の促進と確実なフォロー体制を整備していくことが大切です。

また、乳幼児健診や子育て相談などの中で事故防止のための啓発を行っています。特に、動きはじめる乳児後期健診ではパンフレットを配布し、重点的に取り組んでいます。今後も乳幼児の事故防止の啓発を継続して行うことが大切です。

一方、健診や相談に父親が参加するケースが増えており、父親の育児参加が進んでいますが、具体的な育児への負担は母親が抱えているのが現状です。そのため、父親が事業に参加できるよう、事業開催の日時や内容を見直すなど、父親の育児参加の促進に努める必要があります。

<施策の方向>

項 目	内 容	担当課
母親教室の充実	産前産後の不安を解消、軽減するとともに、母親となり、子育てをすることの心の準備と意識が高められるような健康教育を実施します。	健康課
新生児訪問の充実	すべての新生児の家庭を訪問し、育児についての正しい知識の普及を図るとともに、育児や発育に不安を抱える家庭については、重点的な支援を行うため、関係機関と連携し、対応の充実を図ります。	健康課

項 目	内 容	担当課
育児教室の充実	親子を対象に離乳食、乳幼児期の事故防止など、生活に関する指導や交流会を通じて、乳幼児の遊びの紹介を行います。	健康課
健康診査事業などの充実	各発達段階に応じて身体計測、発達検査、小児科医による診察を行い、乳幼児の疾病及び障がい早期発見するとともに、栄養指導、保健指導を実施します。また、臨床心理士や発達心理士との連携も強化し、乳幼児、母親の精神面の支援に努めます。	健康課
健康診査などの事業への参加の促進	健診などの事業の重要性について啓発するとともに、関係機関と連携しながら、未受診者・未参加者の事業への参加促進とフォロー体制の確立に努めます。	健康課
子育て広場の充実	絵本の読み聞かせや遊びの紹介などを通じ、楽しく子育てをする機会を与え、豊かな情操を育てます。また、育児相談、体重測定、交流会などを実施し、育児や保育についての不安の軽減、解消を図ります。	福祉事務所 健康課
乳幼児の事故防止の啓発	健診時などでの知識の普及やパンフレットなどの配布を通じ、事故防止に向けた啓発活動を行います。	健康課
より参加しやすい事業の実施	父親なども参加しやすいよう、母親教室などの休日における実施や事業内容の見直しを検討します。	健康課

（２）不妊に対する支援の充実

<現状と課題>

不妊（症）とは、一般に妊娠を希望してから、２年を経過しても妊娠できない状態であり、現在、１０組に１組の夫婦が不妊に悩んでいるといわれています。不妊に関しては各種の治療法が実施されていますが、不妊治療者の多くは、医療における対応、職場の理解、経済的困難、精神的苦痛など、さまざまな悩みを抱えています。今後のさらなる少子化が懸念される中、子どもや子育て家庭ばかりではなく、子どもを希望する家庭に対しても、治療費の助成や相談事業の紹介を通じた支援が求められています。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
不妊に関する相談体制の整備	不妊治療に関する不安や悩みを解消するために、関係機関が連携して、情報提供や相談体制を確立します。	健康課
不妊に関する経済的支援	京都府で実施している不妊治療給付事業助成制度や特定不妊治療費助成制度の周知に努め、不妊治療を受けている家庭の経済的な負担を軽減します。	健康課

項 目	内 容	担当課
不妊治療に関する意識啓発	不妊治療に対する正しい理解を広めていくために、広報紙など、さまざまな機会を通じた啓発活動に努めます。	健康課

（３）小児医療体制の充実

＜現状と課題＞

子どものすこやかな成長のためには、小児医療の充実が大切です。特に、医療費の高騰は、子育てをする若い保護者にとって大きな負担となり、家計を圧迫する要因ともなります。

こうしたことから、本市では子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、「すこやか子育て医療費助成制度」を設け、安心して医療が受けられる環境を整えています。

また、アンケート調査の充実してほしい市の子育て支援施策（P.30）をみると、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」との回答は就学前児童の保護者が40.3%、小学校児童の保護者が43.1%となっており、医療体制の充実が求められています。

小児医療機関として本市には、2つの小児医療機関と1つの総合病院があり、総合病院では夜間、日祝日でも救急外来で対応しています。今後も医療機関と連携しながら、地域医療の充実に努める必要があります。

一方、小児医療では疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達の評価や育児に関する相談、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められているため、かかりつけ医をもち、日頃から子どもの健康について気にかけることが重要です。さらに、近年では小児科が不足している状況もみられることから、母子保健事業などを通じて、救急処置知識の普及啓発や、急病や事故防止に関する情報提供に努めることも必要です。

＜施策の方向＞

項 目	内 容	担当課
地域医療の充実	公立南丹病院など、地域医療機関の機能の充実を図り、地域医療体制の確立を図ります。	健康課
医療情報の提供・意識啓発	医療機関に関する情報提供を行い、子どもが適切な医療を受けられるよう、周知を図ります。	健康課
予防接種の推奨	子どものさまざまな疾病を予防するため、予防接種を推奨します。	健康課
かかりつけ医の普及	子どもの発育などの悩みを気軽に相談できるかかりつけ医をもつよう、呼びかけていきます。	健康課
救急処置知識の普及	子どもの緊急時に対する親の不安を解消するため、母子保健事業などを通じて、救急処置知識を普及するとともに、パンフレットなどを通じて、急病や事故防止に関する情報提供に努めます。	健康課

（４）食育の推進

＜現状と課題＞

食事は健康な生活を営んでいくうえで欠かすことができませんが、朝食抜き、多食、偏食をはじめ、子どもの食生活の乱れが全国的に問題になっています。健康面だけではなく、親の忙しさや、塾や習いごとなどによる子ども自身の忙しさが、家族の「孤食」につながっていることも問題となっており、食にかかわる問題は幅広いものとなっています。

子どもの食問題は、親世代、また、社会全体の食に関する意識がかかわってくるため、妊娠期からの食育が大切となります。妊娠期においては、母親教室の中で調理実習などを通じて、具体的な学習を行っています。しかし、対象者数に対して参加者数が少ない状況であり、今後、内容の充実や案内方法を検討し、母親教室への参加者を増やすことが課題となっています。

子どもの食育としては、乳幼児健診（相談）や子育て相談において、（管理）栄養士を配置し、個々に応じた栄養指導を行っています。また、離乳期には食の第一歩として各支所で離乳食教室を開催し、食への知識や関心を深めています。

また、学校においては学校給食を通じて、食の大切さを学ぶとともに、家庭への広がりをもてるよう、食育を推進しています。しかし、美山地区を除いた市内の中学校では、現在、学校給食が実施されていません。アンケート調査の充実してほしい市の子育て支援施策（P.30）をみると、「中学校でも学校給食を実施して欲しい」で約７割の回答がみられます。今後、中学校においても給食を通じて、栄養のバランスなどについて学べるよう、学校給食の実施を検討することが必要となっています。

さらに、保育所では保護者への食事指導、保護者参観日による「食」に関する講話、親子クッキング、毎月の給食便りによる啓発や情報提供をはじめ、おやつや食事づくりのためのレシピを提供し、家庭における食育に取り組んでいます。今後も、家庭、保育所や幼稚園、学校、地域が連携し、子どもやその親への食育を推進していくことが大切です。

＜施策の方向＞

項 目	内 容	担当課
「食」についての啓発	子育て相談や健診などの母子保健事業を通じ、栄養の基礎知識の普及や「食」の大切さについての意識を高めるため、事業の内容の充実や個に応じた栄養指導の場の充実などを図ります。また、家族で食事をする楽しさや団らんの大切さについて啓発を行い、子どもの「孤食」防止に努めます。	健康課

項 目	内 容	担当課
離乳期における食の指導の充実	離乳期における食への知識や関心を高めるため、離乳食教室における食指導の充実を図ります。	健康課
給食などを通じた食育意識の啓発	学校給食など、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、季節を感じる行事食や旬の食材の使用に取り組みます。	教育委員会
中学校における給食の実施検討	今後の需要などをみながら、中学校での給食の実施を検討します。	教育委員会
子ども自身への食に関する知識の普及	食についての理解を深めるため、給食や家庭科などの教育課程において、食に関する知識と関心を醸成する学習・教育を推進します。	教育委員会
農業体験などの実施	豊かな自然を活用した農業体験などの活動を通じ、食べ物の豊かさや大切さを学ぶ機会づくりを行います。	農林商工課
家庭における食育の推進	保育所や幼稚園、学校などを通じて、子どもや家庭への啓発や情報提供に努め、健康の基礎づくりとして、乳幼児期からの望ましい食生活習慣を身につけるよう、働きかけます。	福祉事務所 教育委員会
地域における食育の充実	南丹市食生活改善推進員などと連携し、試食体験や調理実習などを開催し、地域の中での体験活動の充実を図ります。	健康課
食に関する情報の提供	広報紙やホームページなどを活用し、季節にあった食の情報提供に努めます。	健康課

（５）思春期保健の充実

<現状と課題>

性問題の低年齢化や興味本位による喫煙などが問題となっている昨今、思春期の子どもに対しては、心身の健康を脅かす性感染症や喫煙、薬物などの有害性の知識を普及することが重要です。

本市では、小・中学校において、健康教育や健康指導の中で、発達段階に応じた性教育や喫煙・飲酒・薬物乱用防止などに関する教育が行われています。しかし、情報の氾濫する現代においては学校の授業ばかりでなく、家庭、地域などと連携し、啓発に取り組むことが重要となっています。子どもは次世代の親でもあることから、健全な性教育や自分の体の大切さについて、周囲の大人が協力し合って教え、伝えていくことが大切です。

また、中学校では職場体験などを通じて、保育所や幼稚園で乳幼児とふれあう機会を設けています。このように、乳幼児などとふれあう機会を増やし、次代の親としての意識を育ていくことも求められています。

一方、思春期は体や精神の著しい発達を遂げる一方、悩みも多くなる時期だといえます。こ

のような中、本市では京都府の委託事業により、市内4中学校にスクールカウンセラーを配置し、学校における児童生徒の教育相談を実施しています。また、園部小学校、中学校には「心の居場所サポーター」を配置し、不登校の傾向のある児童生徒を対象に、学習支援や教育相談などを行い、生徒の悩みや不安、ストレスなどを解消し、不登校の未然防止や早期解決に努めています。今後も、スクールカウンセラーの配置に努め、教育相談機能を強化していくことが大切です。

また、児童生徒だけでなく、子どもを抱える保護者の悩みを解消するため、臨床心理士による「心の健康相談」を月1回実施しています。対象は幅広くなっており、学童・思春期の子どもをもつ保護者の相談にも応じています。今後も相談枠の拡大を検討し、学童・思春期の子どもをもつ保護者の不安の軽減に努めることが大切です。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
性教育の推進	性に関すること、生命の尊さに関することなどについての学習の機会を充実し、正しい知識の普及啓発を図ります。	教育委員会
喫煙・飲酒・薬物の有害性についての啓発	未成年者の喫煙・飲酒・薬物の健康への影響について、青少年にかかわる団体などと連携して、正しい知識の普及啓発を図ります。	教育委員会
無煙環境づくりの促進	喫煙及び受動喫煙を防ぐため、家庭や地域をはじめ、学校内での施設禁煙の実施を検討するなど、無煙環境づくりについての意識啓発を行います。	教育委員会
健康教育の推進	正しい生活習慣の定着に向けて、睡眠や食生活の重要性について、家庭も含めた啓発を行います。	教育委員会 健康課
次代の親の育成	職場体験の一環である保育所や幼稚園での活動や、保健体育などの授業を通じ、家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義を伝えます。また、子どもが社会の一員として、自覚と責任をもって行動できる社会性を育むための取り組みを進めます。	教育委員会
乳幼児とのふれあい活動の推進	中学生や高校生が乳幼児とふれあいをもてる機会を確保し、親となることの意味と子育てへの理解と関心を高め、虐待しない親を育てます。	教育委員会
児童生徒の教育相談などの充実	児童生徒の悩みや不安、ストレスなどの解消を図り、心にゆとりをもてる環境を提供できるよう、スクールカウンセラーの配置に努めます。	教育委員会
学童・思春期の子どもをもつ保護者への相談の充実	学童・思春期の子どもをもつ保護者への相談の充実を図るため、「心の健康相談」などの相談枠の拡大を検討します。	教育委員会

5. 豊かな心身を育む教育の充実

(1) 就学前教育の充実

<現状と課題>

就学前教育では、幼児の今後の教育の基本となることから、小学校や地域との連携を強化し、その教育力の向上に努めることが求められています。

本市では、保育に欠けない子どもとその保護者が一緒に通う全国的にも稀な就学前教育の場である「すこやか学園」を実施しており、子どもたちは集団の中で生活習慣を身につけることができ、保護者は子育てについて学び合える場となっています。

また、幼児学園においては、短時部で就学前教育を実施しており、人格形成の基礎を培う重要な時期である幼児期の基本的な生活習慣の指導や、友だちとの遊び、幼児の興味や好奇心に基づいた活動を通じて幼児の成長を支援しています。

さらに、園部地区、八木地区のみで実施していた「もうすぐ1年生活動」を全市的に広げており、「保幼小連携推進事業」として、小学校への移行支援に向けた研究などを実施しています。この事業を通じて、今後も幼児がその後の学校教育全体の生活や学習基盤を培い、小学校への移行が円滑にできるよう、支援していくことが大切です。

一方、幼稚園では従来の就学前教育の役割とともに、核家族化や女性の社会進出を背景にした預かり保育の実施など、充実が図られています。

就学前教育は人格形成の基礎を培うため、まちの将来を担う子どもたちに適切な就学前教育を行うことは非常に大切なことであるといえます。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
就学前教育・保育のあり方に関する協議会の推進【再掲】	幼稚園や保育所と幼稚園を一体化した総合施設である認定子ども園の実施などを検討するため、幼稚園・保育所のあり方についての協議会を立ち上げ、協議します。	福祉事務所 教育委員会
就学前教育体制の整備	児童数の推移、保護者のニーズなどをふまえ、幼児一人ひとりに応じたきめ細かな指導や教育が行えるよう、適正な規模の施設の整備を進めます。	教育委員会
教育内容の充実	保育所や小学校との連携を図りながら、幼児の状況に応じた適切な教育課程の編成に努め、就学前教育の充実を図ります。	教育委員会

項 目	内 容	担当課
保育士・教諭の資質向上【再掲】	保育士・教諭の確保を図り、園児数に対応した適正な配置を行うとともに、研修機会を充実させ、保育士・教諭の資質向上に努めます。	福祉事務所 教育委員会
すこやか学園の充実	対象児の低年齢化などに対応した指導内容の充実に努めます。	教育委員会
保幼小連携推進事業の充実	保育所・幼稚園・小学校が連携し、情報を共有し、指導方法などの改善などに役立てられるよう、保幼小連携推進事業を全域的に実施し、事業の充実を図ります。	教育委員会 福祉事務所
預かり保育の充実	子育て支援の一環として、幼稚園において、教育活動終了後に行う預かり保育を充実し、仕事をもつ保護者を支援します。	教育委員会
地域との連携の強化	地域との交流などを通じ、自然とのふれあいを大切にした地域に根ざした幼児の育成に努めます。また、保護者、祖父母、小中学生、地域での交流事業である「幼稚園ふれあいデー」の継続充実を図り、異世代間交流を推進するとともに、地域との連携を強化します。	教育委員会

（２）学校教育の充実

＜現状と課題＞

近年、学校教育の現場では、少年犯罪やいじめ、暴力、学級崩壊など、子どもに関するさまざまな問題が存在している一方、子どもたちが自ら考え、行動する力としての「生きる力」の育成や、豊かな人間性を育む心の教育が求められており、学校が担う役割は大きくなっています。

また、学校は子どもが１日の大部分を過ごす場所であり、快適であることが望まれるため、学校施設の適切な整備や、学校環境の充実を図ることが大切です。

さらに、国際化、高度情報化、少子高齢化などの社会の流れの中で、学校教育においても変化が求められています。学力の向上とともに、急速に変化する社会に柔軟に対応できる能力や資質の育成が求められています。

＜施策の方向＞

項 目	内 容	担当課
生きる力の育成	体験的な学習活動や総合的な学習の時間のより一層の充実に努め、子どもの「生きる力」の育成をめざします。	教育委員会
体験活動の推進	地域の人材や資源を活用した体験活動を推進します。	教育委員会

項 目	内 容	担当課
人権教育の推進	子ども一人ひとりが人権の大切さを認識し、すべての人の人権を尊重することができるよう、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進します。	教育委員会
道徳教育の推進	児童生徒の思いやりや優しさを育み、善悪の正しい判断力を身につけ、実践的態度がとれる道徳教育の充実に努めます。	教育委員会
福祉教育の推進	福祉施設との交流事業や福祉施設での職場体験を継続して実施・充実させ、思いやりや助け合いの心を育む取り組みを推進します。	教育委員会
環境教育の推進	身近な環境問題の学習や、豊かな自然体験活動を通して自然の大切さを学ぶ学習を推進します。	教育委員会
情報教育の推進	発達段階に応じて、情報の価値についての認識を高めるとともに、情報モラルに関する指導の充実に努めます。	教育委員会
国際理解教育の推進	国際社会に生きる日本人としての基礎的資質を養うため、わが国の文化と伝統を尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化をもった人々とともに生きていく資質や能力を育成します。	教育委員会
スポーツ活動の推進	各種スポーツ団体が実施する競技会に積極的に参加するなど、子どものスポーツ活動を推進するため、組織や団体、関係機関が連携し、支援に努めます。	教育委員会
教育環境の整備	児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、施設のバリアフリーや多様な学習に対応するための設備の充実など、良好な教育環境の整備を進めます。また、学校の規模の適正化についても検討を進めます。	教育委員会
教職員の資質向上	教職員研修への支援により、豊かな人間性、広い社会性、高い専門性を基盤とした指導力の向上をめざします。	教育委員会
教職員評価制度の導入	さらなる教職員の資質向上のため、新たな教職員評価システムを構築し、導入します。	教育委員会
確かな学力の定着	学習の基礎・基本の徹底により学力の向上をめざします。また、体験的・実践的な活動など、多様な学習を積極的に取り入れ、子どもの個性や能力を伸ばす教育活動を推進します。	教育委員会
誰もが教育を受けられる環境づくり	公立南丹病院などに入院中の子どもに対し、院内病弱学級での授業を継続して実施します。	教育委員会

（３）地域に開かれた学校づくり

＜現状と課題＞

子どもの教育は、家庭、学校どちらかのみのもではなく、それぞれが協力し合って行われていくものです。さらに、地域の力が加わることによって、一体的な子育て、教育の基盤ができあがります。地域の教育力を学校教育に活用するとともに、教育の場を地域に移すことで、より地域に根ざした実質的な活動ができると考えられます。

今後は、家庭、学校、地域がより一層協力し合って子育てにかかわっていくことが大切になります。

＜施策の方向＞

項 目	内 容	担当課
学校施設の開放	各小・中学校の体育施設やグラウンドなどを開放し、地域の文化・スポーツ活動の貢献に努めます。	教育委員会
学校評議員制度の活用	家庭や地域の要望を積極的に取り入れるため、学校評議員制度を活用し、学校と地域との信頼関係のもと、開かれた学校運営を推進します。	教育委員会
教職員の地域活動への参加の促進 【再掲】	地域における子どもを対象にした行事などへの教職員の積極的な参加を呼びかけ、参加の促進を図ります。	教育委員会
地域資源と人材の活用	地域の資源・人材を活用した学習の機会づくりを推進し、家庭や地域社会との連携を強化します。	教育委員会
地域ふれあい体験活動の推進	地域での職場体験・社会奉仕体験などを行うことで生徒の心の教育の充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会の一層の連携をめざします。	教育委員会

（４）いじめ・不登校・非行への対応の充実

＜現状と課題＞

いじめや不登校などに関する問題は、全国的に大きな問題となっています。アンケート調査の子育てするうえで、日頃心配していることや気になること（P.18）をみても、小学校児童の保護者では「友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」が39.4%と、4割程度の回答がみられます。

現在、本市では市内4中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、園部小学校、中学校には「心の居場所サポーター」を配置し、児童生徒の教育相談をはじめ、悩みや不安などの解消に向けて取り組んでいます。

今後も相談体制を充実し、一人ひとりに合った指導をしながら、自立心、社会性を高め、学校への適応性を育成することが大切です。

また、子どもの心の問題に対しては、学校ばかりでなく、家庭・地域における支援体制づくり、専門家の配置などが必要であり、そのための人材の育成や相談体制の充実が求められています。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
相談体制づくり	学校において、いじめや不登校などに悩みを抱える子どもや保護者に対し、専門的な立場から児童生徒のケアにあたるスクールカウンセラーなどによる相談活動の充実に努めます。	教育委員会
相談にあたる専門的人材の育成	子どもに関する問題や悩みに対して、相談に応じられるよう、専門家の育成に努めます。	教育委員会
家庭・地域と学校との連携	児童生徒が抱える問題に対して、家庭環境など、総合的な視点から対処できるよう、関係機関や地域関係者などとの連携を強化します。	教育委員会

6. 安心して暮らせるまちづくりの推進

(1) 子どもの遊び場の確保

<現状と課題>

子どもにとって身近な遊び場の確保は、健全な成長の場としても不可欠であり、公園などの遊び場環境の充実が必要となっています。

本市は豊かな自然に恵まれており、良好な子どもの遊び場を確保しやすい環境にあります。しかし、アンケート調査(P.28)によると、遊び場について「雨の日に遊べる場所がない」「遊具などの種類が充実していない」との回答が多くなっており、課題も残っているといえます。また、「遊び場周辺の道路が危険である」「遊び場に行っても子どもと同じ歳くらいの遊び仲間がいない」といった遊び場自体の問題ではない、安全面や遊び相手のことなどの問題もみられます。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
公園などの整備	誰もが利用しやすい、身近な公園緑地の整備を推進します。整備にあたっては、出入り口や園路のバリアフリー化に努めるとともに、設置遊具の安全性を維持するため、定期点検を実施します。	土木建築課 都市計画課
保育所・幼稚園・学校施設の開放	保育所や幼稚園などの園庭開放を行い、在宅児の利用を図るとともに、小学校のグラウンドなどの既存施設をより利用しやすくするため、管理・運営について検討します。	福祉事務所 教育委員会
既存施設の活用	児童館や教育集会所、地域の公民館、保健センターなど、身近な施設について子どもの活動拠点としての整備を検討します。	教育委員会 健康課

(2) ユニバーサルデザインに基づいた子育てバリアフリーの促進

<現状と課題>

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、多くの施設や交通機関においては、ユニバーサルデザインに基づき整備を進める必要があります。アンケート調査においても、子どもとの外出の際、困ること・困ったこと(P.29)として、就学前児童の保護者では「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」との回答が3割を超えています。

また、アンケート調査の充実してほしい市の子育て支援施策(P.30)では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」といった回答も多くみられます。

子育て家庭が安心して行動できる環境づくりのため、トイレなどでもベビーベッドや授乳室を設置するなど、より一層「子育てバリアフリー」の意識を高めることが重要となっています。

また、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるようにするためには、幅の広い歩道の整備などが必要です。現在は各地区の整備状況の進捗に差がみられますが、今後は各地区の現状に合わせ、道路整備計画を立て、整備を進めていくことが大切です。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
公共施設などの整備	公共施設の段差の解消やトイレのベビーベッド・ベビーキープの設置を推進するとともに、民間施設に対しても意識啓発を行い、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを推進します。	土木建築課
道路のバリアフリーの推進	道路の段差の解消や幅の広い歩道など、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。	土木建築課
整備計画に基づく自転車歩行車道の整備の推進	交通体系を見直し、道路整備計画を再構築する中で、道路整備計画に整合した自転車歩行車道の整備計画を策定し、重点的な整備を検討します。	土木建築課

（３）交通安全施策の充実

＜現状と課題＞

現代社会において増加する交通事故については、特に交通弱者である子どもに対しての交通安全教育の推進が必要です。また、大人も含めた交通安全意識の高揚や、歩道・交通安全施設の設置により、交通事故のないまちづくりを進めることが子どもの命を守ることにつながります。

本市では、交通安全指導計画に基づき、幼稚園において、月１回安全指導日を設け指導を行っています。また、登校園については、保護者同伴を義務づけ、週１回指導を行うとともに、毎学期、交通巡視員を招き基本的な交通ルール of 指導を受け、意識を高めています。さらに、親子での交通指導を定期的に行っていますが、今後、幼児の意識を高めるだけでなく、保護者の意識を高めることも必要となっています。

学校においては、安全指導計画に基づき、交通教室や自転車点検、登校時の安全指導を実施しています。また、登下校時には、地域のボランティアによる「見守り隊」を通じて、交通安全と犯罪防止に努めています。

一方、チャイルドシートの使用については、交通安全指導や交通巡視員による指導により、利用が促進されています。今後も啓発を継続し、チャイルドシートの利用を促進していくことが大切です。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
交通安全教育の推進	南丹警察と連携し、保育所、幼稚園、学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。	教育委員会 福祉事務所
地域の見守りの強化	交通指導員の協力による登校指導を継続して行うとともに、ＰＴＡや地域住民の見守りにより、子どもの交通安全指導を行います。	教育委員会
地域全体の交通安全意識の高揚	社会全体の交通安全意識の高揚に向け、街頭指導、広報紙や講習会などを通じた啓発活動を推進します。	教育委員会
危険箇所の点検	ＰＴＡや地域・教育委員会などと連携して、危険箇所の点検を行い、子どもたちが安心して通行ができる環境づくりに努めます。	土木建築課 教育委員会
安全な道路環境づくりの推進	通学（園）路や、子ども、高齢者などの交通弱者の通行が多い箇所を中心に歩道の改良、整備を進め、誰もが利用しやすい快適で安全な道路環境づくりに努めます。	土木建築課 教育委員会
チャイルドシートの利用促進の啓発	街頭指導やパンフレットの配布などを通じ、子育て家庭へのチャイルドシート利用促進の啓発を継続して行います。	福祉事務所 教育委員会

（４）子どもの安全対策の充実

＜現状と課題＞

近年、不審者による子どもの殺傷や連れ去りなど、全国的に子どもが巻き込まれる事件が多発しており、今まで以上に子どもを守るための取り組みを強化する必要があります。

アンケート調査の子どもとの外出の際、困ること・困ったこと（P.29）をみると、小学校児童の保護者では「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が38.7%と最も高くなっています。今後、特に小学生から中学生の子どもに対しての防犯教育や、周囲の大人の協力による、まちぐるみで子どもを守る取り組みが必要となっています。

本市の取り組みとしては、地域と学校が協力して「子ども地域・安全見守り隊」を組織し、登下校時の児童の交通安全や防犯対策を中心に活動をしています。また、警察OBの「スクールガード」に各小学校の担当になってもらい、専門的な見地から学校の安全対策を指導してもらい、改善に努めています。

さらに、各学校では危機管理マニュアルを作成し、教職員の研修にも取り組んでいることをはじめ、京都府下での不審者情報については市内の小・中学校に情報提供し、共有化を図っています。今後もこのような制度やシステムを活用し、子どもの安全対策を充実していくことが大切です。

また、地域での防犯対策の強化に向けて、南丹市安全で安心なまちづくり条例を制定し、近隣の助け合いや見守り活動など、地域の力を活性化するための取り組みを検討しています。今後、地域の中で子どもの安全を確保していけるよう、防犯思想の啓発をはじめ、防犯組織や防犯活動体制の確立に向けて、地域の団体などとのネットワークを構築することが大切です。

＜施策の方向＞

項 目	内 容	担当課
犯罪のおこりにくい環境の整備	地域住民の協力を得て、関係機関、ボランティアなどとの連携のもと、地域安全活動の強化、犯罪を誘発するような社会環境の浄化、青少年の非行防止、自主防犯意識の啓発普及などに努めます。	総務財政課 教育委員会
パトロール、見守り活動への支援	P T A、老人クラブ、シルバー人材センターなどの地域の団体と連携し、パトロールや、地域住民による登下校時の見守り活動を支援し、登下校時の安全の確保に努めます。	教育委員会
スクールガードの充実	各小学校において、今後も警察OBのスクールガードを通じて、学校の安全対策の指導を受け、改善に努めます。	教育委員会
防犯用品の配布	子どもに防犯用の笛やブザーを配布し、登下校時の安全の確保に努めます。	教育委員会

項 目	内 容	担当課
学校（園）施設内の整備	緊急通報システムの設置や侵入防止柵の整備などにより、学校（園）内の安全な環境づくりに努めます。	教育委員会
防犯教育の徹底と安全管理	子ども自身の防犯に対する意識や知識を高めるためのさらなる指導の徹底を行うとともに、保育所、幼稚園、学校内において危機管理マニュアルに基づいた施設の安全管理に努め、子どもの安全確保を図ります。	教育委員会
迅速な情報伝達体制の確立	不審者の発見などにより、子どもに被害が及ぶ危険性が生じたときは、速やかに情報が伝達され、共有化ができるよう、CATVの活用も含めた情報提供体制の整備を図ります。	教育委員会
安全教育の推進	保育所や幼稚園、学校において、安全に行動しようとする意識を高めるために実施している防犯訓練や避難訓練を今後も継続して推進します。	教育委員会
地域ぐるみの防犯体制づくり	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や、地域の見守りによって犯罪の抑止に努めます。また、「こども110番のいえ」などの設置により、子どもの犯罪被害の未然防止に努めます。	総務財政課 教育委員会
防犯灯の設置	地域との情報交換を密にしながら、防犯灯など、要望のあるものについては整備を進めます。	総務財政課

（５）子育てにやさしい住環境の整備

<現状と課題>

子どもがすこやかに生まれ育つ基本となる居住空間は、非常に重要なものであり、ゆとりある良好な環境が必要とされています。

本市は豊かな自然環境を残しているほか、京都縦貫自動車道があり、都市部へのアクセスが容易になったことから、利便性も高まっています。このような中、次代を担う若い世代や子育て世代などに暮らしやすい宅地や住宅の供給が必要とされ、そのためには土地区画整理事業を中心とした基盤整備を推進していくことが重要となっています。

また、次世代に残していくべきまちの宝である豊かな環境の保全とともに、子育て世代にとって住みやすい住空間づくりに向け、さらなる整備が必要とされています。

《施策の方向》

項 目	内 容	担当課
公共住宅の整備	老朽化した公営住宅については、改修や建替えなどを進め、子育て家庭を含めたすべての市民にとって良好な住環境の供給に努めます。	土木建築課
土地区画整理事業の推進	土地区画整理事業を推進し、快適な住環境づくりに努めます。	土木建築課
ファミリー向け住宅の設置検討	子育て家庭の多様なニーズに対応する良質なファミリー向け賃貸住宅について、市街地区域内において供給地の整備を検討します。	土木建築課
公営住宅の優先入居措置の推進	平成 18 年度より実施している就学前、小学校の子どもがいる世帯の入居の優遇措置を今後も継続して行います。	土木建築課
若者夫婦向け住宅供給の促進【再掲】	定住を希望する若者の意向やＵターン者の動向を把握し、特に若者夫婦を対象にした住宅などの整備について検討します。	土木建築課
子育て家庭に向けた情報提供の充実	ゆとりある住環境を希望する子育て家庭に対し、民間住宅なども含めた幅広い情報提供に努めます。	土木建築課
シックハウス対策の推進	子どもを取り巻く建築物について、今後も環境や体にやさしい素材の使用を推進し、子どもに安心・安全な環境づくりに努めます。	土木建築課
緑化の推進	水と緑に包まれたまちづくりを推進し、うるおいのある良好な景観づくりに努めます。	土木建築課
環境保全の推進	自然環境の保全に努め、豊かな緑、清らかな水、新鮮な空気といった南丹市の自然を次世代に引き継いでいきます。	土木建築課

第5章 目標事業量の設定

1. 定期的な保育などに関する事業の目標

通常保育事業については、市内全体のか所数の減少をみていますが、全体の定員数をみると、平成18年度の765人に対して平成21年度には855人と増加を目標としています。また、他のサービスについては、今後の保育ニーズを十分にふまえて、整備を進めます。

事業	現状値	平成21年度 目標値
通常保育事業	12 か所	9 か所
延長保育事業	8 か所	9 か所
休日保育事業	0 か所	2 か所
夜間保育事業	0 か所	1 か所
トワイライトステイ事業	0 か所	1 か所
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	6 か所	7 か所

2. 一時的な保育などに関する事業の目標

一時的な保育などに関する事業では、市内の保育所だけでの実施が困難な事業もあるため、今後の保育ニーズをふまえるとともに、近隣市町や関係機関などと連携しながら、目標の達成に努めます。

事業	現状値	平成21年度 目標値
病後児保育事業（派遣型）	0 回／年間	24 回／年間
病後児保育事業（施設型）	0 か所	1 か所
ショートステイ事業	0 か所	1 か所
一時保育事業	9 か所	9 か所
特定保育事業	1 か所	3 か所

3. 地域における子育て支援事業の目標

地域子育て支援センター事業及びつどいの広場事業では、現在整備されているか所を中心に、各地区での実施に努めます。また、ファミリーサポートセンター事業については、中心的機能を担う拠点として、1か所の整備に努めます。

事業	現状値	平成 21 年度 目標値
地域子育て支援センター事業	1 か所	4 か所
つどいの広場事業	1 か所	4 か所
ファミリーサポートセンター事業	0 か所	1 か所

4. 事業の内容説明

事業	内 容
延長保育事業	就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長などに対応して、通常保育時間を延長して保育を行う事業です。
休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、保護者が休日に世話をすることができない子どもを保育所において保育する事業です。
夜間保育事業	夜間、保護者の就労などにより児童の世話をすることができない場合に、保育所において夜間に保育する事業です。
トワイライトステイ事業	保護者の恒常的な残業などのため、児童（小学生）の生活指導などが困難な場合、児童福祉施設などで概ね 6 か月程度、午後 6 時から午後 10 時までの間、保護者に代わり児童の生活指導や食事の提供などを行う事業です。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者の労働などにより、授業終了後に保育を受けられない児童に対し、遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。
病後児保育事業 【派遣型】【施設型】	子どもが病気回復期（病気中も含む）に、まだ集団保育などができず、保護者も仕事などの理由により家庭で育児ができないとき、子どもを一時的に預かり（または訪問し）、保護者に代わって看護師・保育士などが看護・保育する事業です。
ショートステイ事業	保護者の疾病、出産、突発的な残業、休日出勤や育児疲れなどの理由で 1 歳以上の児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童福祉施設などで 1 週間程度の短期間、保護者に代わって児童を養育する事業です。
一時保育事業	保護者のパート就労、傷病時、育児疲れ解消などの理由で家庭での保育が困難な場合などに、保育所において児童を一時的に保育する事業です。
特定保育事業	3 歳に達しない児童の保護者のいずれもが、一定程度の日時（週に 2、3 日程度または午前か午後のみなど）について、当該児童を保育することができないと認められる場合において、必要な日時について保育所などにおいて保育する事業です。
地域子育て支援センター事業	育児不安などについての相談・指導（面接・電話）、子育てサークルなどへの支援、育児通信の発行、園庭の開放、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。
つどいの広場事業	子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため主に乳幼児（0～3 歳）をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ったり、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を身近な地域に設置する事業です。
ファミリーサポートセンター事業	地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う事業です（活動内容の例：保育施設までの送迎、保育開始前や終了後に子どもを預かる、学校の放課後または学童保育（放課後児童クラブ）終了後や学校の夏休みなどに子どもを預かるなど）。

第6章 計画の推進に向けて

1. 市内における推進体制

本計画では保健をはじめ、医療、福祉、教育、住宅、生活環境、労働など、多方面にわたる施策が展開されています。そのため、本計画を総合的、計画的に推進するにあたっては、保健・福祉・教育の連携によるプロジェクトチームを立ち上げ、施策の実施検討・評価を行うとともに、地域の関係機関や関係団体が実施している子育て事業を支援し、効果的な計画の推進を図ります。

2. 地域における推進体制

本計画を地域全体で推進していくため、その主導的な役割を担う保育所、幼稚園、学校、各種機関・団体、企業、行政などから構成される「（仮）南丹市次世代育成支援行動計画推進協議会」を通じて、施策や事業をはじめ、計画の進捗状況に関する情報の共有化などを行い、計画の点検・評価に努めます。

また、こうした推進協議会での意見をもとに、地域における子育て支援の推進を図り、子育て環境を充実します。

3. 市民における推進体制

総合的かつ効果的な次世代育成支援対策の推進に向けては、国・府・市の取り組みの充実とともに、市民自身の問題を地域の力で解決しようとする気持ちが必要です。地域住民がお互いに関心をもち、思いやり、そして助け合い、地域の課題に取り組んでいくことで、地域住民から行政などに提案をしたり、ボランティアなどの人材を育成するなど、地域の力で計画を推進できるような支援体制を図ります。

資料編

1. ヒアリング調査の概要

(1) 調査の目的

本市では平成 16 年度に旧町にあたる地区ごとで、次世代育成支援のための具体的な「行動計画」を策定しましたが、合併を機に新市としての計画を策定することになりました。

ヒアリング調査は、子育て関係団体をはじめ、市内の企業、庁内関係各課を対象に南丹市次世代育成支援行動計画にかかわる施策の現状と課題を抽出し、今後の方向性を整理し、計画の策定に向けた基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査対象者及び調査方法など

- 調査対象者 : ①子育て関係団体(市内の教育及び子育てにかかわる機関や団体、ボランティアグループなど、15 団体)
 ②企業(市内に所在する 65 事業所)
 ③庁内関係課(保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境などにかかわる各課)
- 調査期間 : 平成 19 年 1 月下旬～2月上旬
- 調査方法 : ①②調査票による記入
 : ③調査票による記入及び聞き取り

2. 計画策定の経過

年月日	内 容
平成 18 年 8 月 1 日	○第 1 回南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会小委員会 ○第 1 回南丹市福祉計画等策定委員会
平成 18 年 9 月 6 日	○第 1 回南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会庁内作業チーム会議
平成 18 年 10 月 13 日	○第 2 回南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会小委員会
平成 18 年 11 月 16 日 ～11 月 30 日	○アンケート調査の実施
平成 18 年 12 月 19 日	○第 3 回南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会小委員会
平成 18 年 12 月 27 日	○第 2 回南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会庁内作業チーム会議
平成 19 年 1 月 下旬 ～ 2 月 月上旬	○市内の子育て関係団体及び企業へのヒアリング調査の実施 ○庁内関係各課へのヒアリング調査の実施
平成 19 年 2 月 7 日	○第 3 回南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会庁内作業チーム会議
平成 19 年 2 月 14 日	○第 4 回南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会小委員会
平成 19 年 2 月 23 日	○第 4 回南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会庁内作業チーム会議
平成 19 年 3 月 2 日	○第 5 回南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会小委員会 ○第 2 回南丹市福祉計画等策定委員会
平成 19 年 3 月 16 日	○第 6 回南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会小委員会 ○第 5 回南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会庁内作業チーム会議 (小委員会及び作業チーム委員合同会議)
平成 19 年 3 月 22 日	○第 6 回南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会庁内作業チーム会議
平成 19 年 3 月 28 日	○第 7 回南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会小委員会 ○第 3 回南丹市福祉計画等策定委員会

3. 南丹市福祉計画等策定委員会設置要綱

平成18年7月1日

告示第 299 号

(設置)

第1条 南丹市における地域福祉計画及び次世代育成支援行動計画、障害福祉計画等福祉に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、南丹市福祉計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 南丹市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 南丹市次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
- (3) 南丹市障害福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 策定委員会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉に関する学識経験者
- (3) 児童福祉に関する学識経験者
- (4) 障害者福祉に関する学識経験者
- (5) 保健医療部門に関する学識経験者
- (6) 南丹市民生児童委員協議会代表者
- (7) 南丹市社会福祉協議会代表者
- (8) 関係団体代表者
- (9) 警察消防関係者
- (10) 学校関係者
- (11) 行政関係者
- (12) その他市長が必要と認める者

3 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

4 委員長は委員会を統括し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める協議内容が終了するまでの間とする。

ただし、任期中であっても委嘱された時の要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

- 2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱するものとし、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が召集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（小委員会）

第6条 策定委員会は、第2条に定める協議内容の一部について調査、審議等を行うため、委員の中から選任する小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

（庁内作業チーム）

第7条 策定委員会は、第6条第1項の規定に基づき設置する小委員会の調査、審議に必要な資料作成を行うため、必要に応じて関係職員で組織する庁内作業チーム（以下「チーム」という。）を置くことができる。

- 2 チームの組織、運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉事務所担当係において処理する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

4. 南丹市福祉計画等策定委員会小委員会設置規程

(設置)

第1条 南丹市福祉計画等策定委員会設置要綱(以下「要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、南丹市福祉計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)に小委員会を置く。

(所掌事務及び組織)

第2条 小委員会は、策定委員会から付託された協議内容の一部について、専門的に調査、審議等を行う。

(編成)

第3条 小委員会の定数は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 南丹市地域福祉計画小委員会 | 12人以内 |
| (2) 南丹市次世代育成支援行動計画小委員会 | 12人以内 |
| (3) 南丹市障害福祉計画小委員会 | 12人以内 |

2 小委員会の委員は、策定委員会から互選により選任する。

3 小委員会の委員は、他の小委員会の委員を兼ねることはできない。

4 策定委員会の委員長及び副委員長は、各小委員会の審議状況を把握するため、出席することができる。また、審議に参加し意見を述べることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 小委員会は、必要に応じて関係する他の小委員会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、策定委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、福祉部福祉事務所担当係において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

5. 平成 18 年度南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会小委員会委員名簿

(敬称略)

番号	選 出 先		氏 名	所 属
1	市議会議員		片山 誠治	南丹市議会厚生常任委員会
	市議会議員		西村 則夫	南丹市議会厚生常任委員会
2	児童福祉に関する学識経験者	委員長	藤松 素子	佛教大学社会学部社会福祉学科助教授
3	保健医療部門に関する学識経験者		工藤 充子	NPO法人ほっとスペースゆう代表
4	南丹市民生児童委員協議会代表者		内藤 美佐子	南丹船井地区主任児童委員連絡会正幹事
5	南丹市社会福祉協議会代表者		日下部 治	南丹市社会福祉協議会権利擁護課長
6	関係団体代表者		筒井 直子	美山町保育所保護者会会長
7	関係団体代表者		樋口 幸子	子育て支援センター運営委員
8	警察消防関係者		西村 勝美	南丹警察署生活安全課警部補
	警察消防関係者		伴 智則	南丹警察署生活安全課係長
9	学校関係者	副委員長	今西 徹	五ヶ荘小学校長
10	行政関係者		上西 ますみ	南丹保健所福祉室児童・障害担当係長
11	その他市長が必要と認める者		八木 眞沙代	子育てボランティア
12	その他市長が必要と認める者		阿部 潤一	日本ミルクコミュニティ株式会社

6. 南丹市福祉計画等策定委員会庁内作業チーム設置規程

（設置）

第1条 南丹市福祉計画等策定委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、南丹市福祉計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）に庁内作業チーム（以下「チーム」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 チームは、策定委員会から小委員会に付託された協議内容の一部について、専門的に調査、資料作成等を行う。

（組織）

第3条 チームは、策定委員会から各小委員会に付託された協議内容に係る事務を担当する南丹市の関係課係長又は担当職員をもって充てる。

（チームリーダー）

第4条 チームに、チームリーダーを置き、チームの互選により選任する。

2 チームリーダーは、チームを統括し、チームを代表する。

（会議）

第5条 チームの会議（以下「会議」という。）は、チームリーダーが必要に応じて招集し、チームリーダーが議長となる。

2 チームリーダーが必要と認めるときは、チーム以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（報告）

第6条 チームリーダーは、庁内作業チームの協議経過及び結果について、関係小委員会に報告するものとする。

（庶務）

第7条 チームの庶務は、福祉部福祉事務所担当係において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

7. 南丹市次世代育成支援行動計画策定委員会庁内作業チーム委員

庁内作業チーム

部	課	係	氏 名
福祉部	健康課	健康推進係	塩貝千絵 係長
	福祉事務所	児童福祉係	岡部和子 主事
		保育所所長	土佐順貞 所長
総務部	企画情報課	企画係	橋本達矢 主事
教育委員会	学校教育課	指導係	上西奈穂 主事

事務局

部	課	係	氏 名
美山支所	健康福祉課		上田利之 課長
福祉部	福祉事務所		栃下晴基 課長補佐
	福祉事務所	児童福祉係	高橋伸夫 係長

南丹市次世代育成支援行動計画
子どもがのびのび暮らせるまち なんたん

平成 19 年 3 月発行

編集発行：南丹市福祉部福祉事務所
〒622-8651 南丹市園部町小桜町 47
TEL／0771-68-0007 FAX／0771-63-0653
